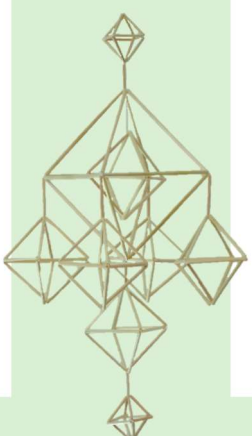


Disclosure 2023



(令和4年度決算)

はじめに

皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

当JAは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆様にわかりやすくまとめた「Disclosure 2023」を作成いたしました。

皆様が当JA事業をさらに安心してご利用いただくために是非ご一読いただき、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 兵庫南農業協同組合

CONTENTS

ごあいさつ

1	経営理念	2
2	経営方針	3
3	経営管理体制	5
4	事業の概況（令和4年度）	5
5	事業活動のトピックス（令和4年度）	10
6	農業振興活動	14
7	地域貢献情報	15
8	リスク管理の状況	17
9	自己資本の状況	22
10	主な事業の内容	23

JAの概況

1	沿革・あゆみ	39
2	機構図	41
3	組合員数	42
4	組合員組織の状況	42
5	地区一覧	43
6	役員構成	43
7	職員数	43
8	事務所の名称及び所在地	44
9	特定信用事業代理業者の状況	46

経営資料

<p>I 決算の状況</p> <p>1 貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 48</p> <p>2 損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ 50</p> <p>3 注記表・・・・・・・・・・・・・・・・ 52</p> <p>4 剰余金処分計算書・・・・・・・・・・・・ 63</p> <p>5 財務諸表の正確性等にかかる確認・・・・ 65</p> <p>6 部門別損益計算書・・・・・・・・・・・・ 66</p> <p>7 会計監査人の監査・・・・・・・・・・・・ 66</p> <p>II 損益の状況</p> <p>1 最近の5事業年度の主要な経営指標・・・・ 67</p> <p>2 利益総括表・・・・・・・・・・・・・・・・ 67</p> <p>3 資金運用収支の内訳・・・・・・・・・・・・ 68</p> <p>4 受取・支払利息の増減額・・・・・・・・ 68</p> <p>III 事業の概況</p> <p>1 信用事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 69</p> <p>(1)貯金に関する指標</p> <p>(2)貸出金等に関する指標</p> <p>(3)内国為替取扱実績</p> <p>(4)有価証券に関する指標</p> <p>(5)有価証券等の時価情報等</p> <p>(6)預かり資産の状況</p> <p>2 共済事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 74</p> <p>(1)長期・年金共済契約高・保有契約高</p> <p>(2)医療系共済の共済金額保有高</p> <p>(3)介護系その他の共済の共済金額保有高</p> <p>(4)年金共済の年金保有高</p> <p>(5)短期共済新契約高</p> <p>3 農業・生活その他事業取扱実績・・・・ 75</p> <p>(1)購買事業取扱実績</p> <p>(2)販売事業取扱実績</p> <p>(3)保管事業取扱実績</p> <p>(4)加工事業取扱実績</p> <p>(5)利用事業取扱実績</p> <p>(6)農業経営事業取扱実績</p> <p>(7)有線放送事業取扱実績</p> <p>(8)福祉・介護事業取扱実績</p> <p>IV 経営諸指標</p> <p>1 利益率・・・・・・・・・・・・・・・・ 78</p> <p>2 貯貸率・貯証率・・・・・・・・・・・・ 78</p> <p>V 自己資本の充実の状況</p> <p>1 自己資本の構成に関する事項・・・・ 79</p> <p>2 自己資本の充実度に関する事項・・・・ 80</p> <p>3 信用リスクに関する事項・・・・・・・・ 82</p> <p>4 信用リスク削減手法に関する事項・・・・ 84</p> <p>5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項・・・・・・・・ 84</p> <p>6 証券化エクスポージャーに関する事項・・・・ 85</p> <p>7 出資その他これに類するエクスポージャーに 関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 85</p> <p>8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項・・・・ 85</p> <p>9 金利リスクに関する事項・・・・・・・・ 86</p>	<p>VI 連結情報</p> <p>1 グループの概況・・・・・・・・・・・・ 87</p> <p>(1)グループの事業系統図</p> <p>(2)子会社等の状況</p> <p>(3)連結事業概況（令和3年度）</p> <p>(4)最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標</p> <p>(5)連結貸借対照表</p> <p>(6)連結損益計算書</p> <p>(7)連結剰余金計算書</p> <p>(8)連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(9)連結注記表</p> <p>(10)農協法に基づく開示債権</p> <p>(11)連結事業年度の事業別経常収益等</p> <p>2 連結自己資本の充実の状況・・・・・・・・ 105</p> <p>(1)自己資本の構成に関する事項</p> <p>(2)自己資本の充実度に関する事項</p> <p>(3)信用リスクに関する事項</p> <p>(4)信用リスク削減手法に関する事項</p> <p>(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項</p> <p>(6)証券化エクスポージャーに関する事項</p> <p>(7)オペレーショナル・リスクに関する事項</p> <p>(8)出資その他これに類するエクスポージャーに 関する事項</p> <p>(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項</p> <p>法定開示項目掲載ページ一覧・・・・・・・・ 113</p>
---	---

ごあいさつ



令和5年度も
「JAがあって良かった！」と
評価いただける協同組合を
めざして

組合員の皆様へ

酷暑の候、組合員の皆様には益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

総代会において令和4年度の協同の成果の報告と令和5年度の事業計画などについてお諮りし、ご承認いただきました。JA兵庫南の「組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします」という経営理念のもと、全役職員が一丸となり事業に邁進した結果、当期剰余金11億68百万円を確保することができました。平成26年度から実施しています利用高配当も共済事業を復活させ、肥料・農薬の特別支援を加え、昨年より42百万円増の1億18百万円を配当させて頂きました。また、加古川産業会館、JAオートサービス、ふぁーみんサポート東はりまとの連結決算においても組合員の皆様に胸を張ってご報告できる成果となりました。組合員皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

収支だけでなく経営基盤強化の礎となる組合員数についても全国JAや県内JAが減少に転じている中、当JAでは昨年度、正組合員数は84名減少したものの総数では509名増加し、63,053名となっています。JAに加入し、事業を利用し、運営に参画するという地域協同組合本来の姿をめざしてこれからも魅力ある事業活動を展開してまいります。

本年度の総代会で昨年来、協議頂きました女性ならびに青年農業者の運営参画を促進するための定款変更や正組合員数減少を考慮した総代定数の変更もご承認いただきました。令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においてすべての分野で指導的地位に占める女性割合を高める目標が掲げられており、当JAにおいても女性の活躍により、担い手の確保や多様な視点による生産性の向上を通じて持続可能な地域農業とJA運営基盤の強化に繋がるものと大いに期待しています。

今年度は第9次中期経営計画策定の年でもあり、今後3年間は「安心」「笑顔」「つながり」をメインテーマとし、組合員との対話を通じて自己改革を進めてまいります。

ウクライナ侵攻に端を発し、国民の食料自給率向上意識は高まっていますが、向上のためには国民に地産地消・国消国産への具体的な行動を促すことが大切です。販売チャネルの多様化も図りながら、引き続きふぁーみんSHOPを盛り上げ、食料自給率の向上と生産者の所得増大につなげていきます。農業生産の拡大には県の農業施設貸与事業の活用、さらにはJA兵庫南独自のハウス導入支援事業や獣害防止対策支援事業、ハンマーナイフモア導入支援事業も継続してまいります。

環境創造型農業にも積極的に取り組んでいきます。六甲バター株式会社とのチーズ肥料の実用化に向けた研究、下水回収リン肥料への取り組み、籾殻堆肥舎の建設などに加え、今年度は稲美町の営農組合のご協力を得ながら計90aの有機米実証試験を開始します。

令和5年度も引き続き「JA兵庫南があって良かった！」と言っていたいただける協同組合をめざして全役職員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

組合員の皆様におかれましては、協同活動へのより一層の参加・参画を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

令和5年7月吉日

兵庫南農業協同組合
代表理事組合長 中村 良祐

1. 経営理念

1. 経営理念

『組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、
人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします』

- 経済の国際化にともなう環境変化や農業をとりまく環境の変化、さらに高齢化社会の到来など、将来に対する不安が募り不安定な状況が続いています。このような時代にあってJAは、組合員と共に繁栄し、「安心」して「安全」な商品やサービスを「安定」的に利用していただくための経営努力を続けてまいります。
- 農業は、大地、水、空気、太陽など自然の恩恵を受けて成り立つ産業です。新鮮で安全な農産物の供給、人とのふれあいを大切に、人間関係を深め地域社会への貢献を通じて、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりに取り組んでいきます。

2. メインテーマ

『農から生まれる「安心」「笑顔」の種を蒔き、
未来へ「つながる」実をつくろう』

3. 基本方針

- I 『安心して続けられる農業の実現』（地域営農振興計画）
- II 『笑顔あふれる地域づくり』
- III 『次代へつながる経営改革の実践』

4. 職員行動規範

『感謝・挑戦・自律』

常に感謝の念を持ち、何事にもチャレンジの姿勢を忘れず、
自ら考え責任ある行動をします。



2. 経営方針

●基本方針

人口減少や低金利政策の長期化、新型コロナウイルスの感染拡大等により、社会・経済環境が大きく変化するなど、JAを取り巻く環境は厳しさを増し、大きく変化しています。

少子高齢化による人口減少が進む中、当JAの組合員構成については、70歳以上の組合員が45%を占める状況となっています。若年層の組合員加入を勧めるため、組合員出産祝金制度を創設し、この制度による新規組合員は161人が加入し、全国的に組合員数が減少する中、全体で509人の組合員の増加を図ることができました。

国内経済に目を移すと、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰等を受け、物価の上昇が続いていますが、農畜産物への価格転嫁はできていない状況です。

一方、肥料などの資材価格の高騰や、コロナ禍による外食需要の低迷による米価の落ち込みなどにより、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増す中、令和5年10月からのインボイス制度の開始に向け、その対応が急がれます。

新型コロナウイルス感染症は、2類相当から5類へと変更になりましたが、引き続き感染対策に十分注意を払う必要があります。

一方、JAグループでは、平成26年より「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組んでまいりました。当JAにおいても、利用者懇談会、青壮年部や女性会役員と常勤役員との対話をはじめ、常勤役員が経済センター長やふぁ～みんSHOP店長とペアを組んで、担い手農家を個別に訪問して直接意見や要望をお聞きするなど、組合員との対話を通じて、自己改革に取り組んでまいりました。

そのような中、農林水産省は、令和4年1月に農協に対する総合的な監督指針を改正し、組合員との対話を通じて引き続きJAにおいて自己改革が実践されるよう、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組み（いわゆる自己改革実践サイクル）を構築することとされました。

JA兵庫南では、上記を踏まえ従来より、農業者の所得増大や経営基盤の強化に組合員との対話を行いながら、取り組みを進めてまいりました。今後とも多様な組合員の声をJA運営に反映し、地域農業の振興に努めるとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立・強化し、地域に根ざしたJAをめざします。そして、チャレンジ精神をもってJA兵庫南のキーワード「自分とJAの未来を切り拓こう」を念頭に、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

●営農経済事業方針●

第9次地域営農振興計画「安心して続けられる農業の実現」を基本方針とし、農業者の所得増大と農業生産の拡大を図るとともに、環境・人にやさしい農業の推進を行います。

重点品目を中心とした農産物の安定的な生産に向けた提案を行い、ふぁ～みんSHOPを中心とした販売力の強化により地域農業の活性化に取り組みます。

安全・安心な食の提供のため、生産履歴記帳の徹底と残留農薬検査の実施による安全性の確保を行うとともに、営農指導体制の強化に向け、営農渉外のスキルアップに取り組みます。

穀類の生育調査や病害虫発生予察を活用した適期作業の徹底を図るための情報を適時に発信するとともに、栽培講習会等を活用した栽培管理の指導を行い、反収の増加と品質の向上をめざします。また、JA全農営農管理システム（Z-GIS）を営農組織・大規模農家等に対して推進し、作業の効率化に努めます。

地域ブランドであるスイートモーニング(スイートコーン)、いなみ野メロン、清水いちご、志方いちじくを始めとした農産物の販路開拓や有利販売の強化を図るとともに、直売所及びECサイト「あおぞらふぁ～みん」を活用した販売促進を行います。また、新規作物のブランド化に取り組みます。

引き続き経済事業の収支改善に向けて、穀類施設・水稲育苗施設の有効利用や事務の効率化を進めるとともに、関係機関と連携して購買・販売システムの運用改善に取り組みます。

●農業経営事業方針●

新規就農者育成ハウスを活用し、新規就農者や新たに施設園芸に取り組む生産者を育成します。体験農場では、景観作物等の栽培を行い、にじいろふぁ～みんの集客数向上に努めます。にじいろ果樹園では、ブドウ等を生産し、直売所への出荷やにじいろカフェと連携した加工品の販売を行い集客に努めます。また、果樹園を活用した栽培講習会を開催し、直売所に不足している果樹類の出荷の拡大を図ります。

●福祉・介護事業方針●

高齢化が進む中、組合員の皆様が住み慣れた地域の中で安心して生涯を過ごしていただけるよう、福祉・介護事業の充実に取り組むとともに、安心・安全で適切なサービスを継続して提供するために、徹底した感染症対策を行い福祉事業の収支改善に取り組みます。また、自立支援型介護を推進し、コロナ禍で機能低下した利用者の機能回復に努めます。

管内での福祉事業の継続的な発展を図るためJA福祉事業と社会福祉法人稲穂会の事業統合に向け協議を進めます。

●生活指導事業方針●

第9次中期経営計画の2つめの基本方針である「笑顔あふれる地域づくり」を実現していくため、学校・教育現場との連携を強化し、地域農業の役割を伝える食農教育活動の充実に努めます。また、農畜産物の情報や地域の話題をはじめ、JA事業の情報を提供することで、地域農業の応援団づくりと地域の活性化に積極的に取り組みます。

●有線放送事業方針●

JA・稲美町・自治会などの地域に根ざした地元色豊かな情報のほか、特殊詐欺への注意喚起など、組合員・利用者の皆様の生命や財産を守るための情報発信に努めます。また、JAや稲美町主催の行事の紹介等、加入者の皆様の身近な番組を制作します。

●信用事業方針●

持続可能な収益性と将来にわたる健全性の確保に向け、早期警戒制度^{*}に対応した取り組みを実施します。組合員・利用者からの相談に寄り添い、『安心と満足』『顧客本位の業務運営』『JAの総合的な事業展開』に貢献できる金融共済渉外育成を通じたワンストップサービスを実現し、事業基盤の強化とシェア拡大に取り組みます。また、事務堅確化に向けた教育・研修体制の確立に取り組みます。

^{*}早期警戒制度とは、収益性・信用リスク・市場リスク・流動性リスクの4つの視点から、各々設定された基準に該当した金融機関に対し、監督官庁が早い段階で是正措置を求める制度

●共済事業方針●

共済事業の原点である「相互扶助」を大切に、組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「安全」をお届けします。

「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供および組合員・利用者の利便性向上の普及活動を通じて、より豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献し、シェア拡大に取り組みます。

また、コンプライアンスに対する教育・研修を充実させ顧客本位の業務運営に取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任の担当常務を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和4年度）

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見えず、ウクライナ情勢などの国際問題による社会情勢の不安定化により、日本経済は先行きが不透明な状況が続いています。また、人口減少や低金利政策等に加え、国際情勢不安や円安などによる肥料価格や原油価格、農業生産資材の高騰などJAの事業環境がますます厳しくなることが見込まれる中、組合員・地域住民から選ばれ必要とされるためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

こうした状況において、令和4年度は「農業を基軸とした地域協同組合の実現」をテーマとする第8次中期経営計画・第8次地域営農振興計画の最終年度として実践に努めてまいりました。

また、農林水産省は、令和4年1月に農協に対する総合的な監督指針を改正し、組合員との対話を通じて引き続きJAにおいて自己改革が実践されるよう、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組み（いわゆる自己改革実践サイクル）を構築することとされました。これを踏まえ、当JAでは令和4年度事業計画に必要な事項を盛り込み、取り組みを実践してまいりました。

営農経済事業においては、特産品である大麦を加工した「大麦粉」を使用したレシピコンテストを開催したり、麦わらから「大麦ストロー」を商品化し、2022年度グッドデザイン賞を受賞するなど、加工品の普及拡大に取り組みました。また、米価下落等の対策として、仮渡金単価に価格を上乗せするなどの支援を行いました。

信用・共済事業においては、5月にJAトータルサポートセンターを開設し、組合員の多様なニーズや相談に応える体制を整えました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が制限されるなかで、組合員・利用者のニーズに応えるための活動を展開しました。福祉事業においても、感染症拡大防止対策を徹底し、サービスの継続を実施することで、より一層地域に根付いた施設となりました。

内部管理体制の強化としては、各業務手続きの再検証と改善に取り組むとともに、法令等を遵守する職場風土の醸成をめざし、全役職員が一丸となってコンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。また、組合長に直属した監査室による内部監査を実施してまいりました。

結果、事業利益13億19百万円、経常利益17億67百万円、当期剰余金は11億68百万円となりました。

1. 指導事業

(1) 営農指導

営農インストラクター設置と各営農経済センターの営農渉外係による「出向く営農指導体制の強化」に努めました。また、JA兵庫南自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現するため、農業者支援策をはじめとする以下の生産振興に取り組みました。

① 農業者支援策

- 兵庫県が実施する農業施設貸与事業では、新規就農者等のハウス建設費用等の助成を行い、6件20棟の利用がありました。
- JA兵庫南独自のハウス導入支援事業では、果樹棚の建設費用の助成等、4件の利用がありました。
- 農業労働力確保に向けた農福連携では、延べ8件の農業者と福祉事業所とのマッチングが成立しました。また、援農ボランティアでは、登録者29名で延べ155回の農作業支援を行いました。
- 農業者の労働力不足解消に向け、農業求人サイトの運営に取り組み、サイトへの求人掲載30件に対して、延べ117名の応募がありました。
- 農業者のための労災保険特別加入制度では、特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の労災加入を7件（営農組合3件、個人4件）受け付けました。

- ②米・麦・大豆の作物ごとに栽培講習会や圃場巡回を行うとともに、生産支援のための農業情報メール配信による生育管理の徹底と適期作業の推進を行いました。大麦では、大口取引先の確保ができたことで販売環境が改善し、従来の作付け面積に戻りました。
- ③野菜では、「キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、レタス、トマト」の野菜指定産地品目に対する生産規模の維持・拡大に取り組み、キャベツ47.1ha、ブロッコリー14.4ha、スイートコーン14.3ha、レタス1.3ha、トマト1.5haが作付けされました。
- ④地域ブランド品（スイートモーニング、清水いちご、志方いちじく、いなみ野メロン）については、営農渉外係を中心に生産者への日々の訪問活動を行い、適期防除と出荷時期の調整を行いました。また、生産者の所得向上を実現するために作付け面積の拡大に対し、品目ごとの栽培講習会や出荷検討会を実施し、品質の向上と安定した出荷量の確保に取り組みました。
- ⑤ふぁ～みんSHOP・にじいろふぁ～みんへの生産物の出荷量増加及び品質向上に向けて、野菜や果樹の栽培講習会を合計7回開催し、延べ198名の参加がありました。また、ふぁ～みんSHOPの出荷者を対象とした農薬の安全使用講習会を店舗ごとに合計26回と加工品の出荷者を対象とした加工品の講習会を2回開催し、食の安全・安心に対する意識向上に努めました。

(2) 生活指導

組合員・地域住民にJAや農業をより深く理解していただくことを目的に、組合員や地域住民との絆づくり、JAや農業に対する理解促進に努めました。

「支店・事業所ふれあい活動」においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで、サツマイモ収穫など屋外活動を中心に各支店事業所で様々な活動を企画・実践しました。

食農教育の一環として小学生を対象に、ちゃぐりんスクールを開催しました。20名が参加し、米や野菜づくり、料理教室などの体験を通じて農業への理解を深めました。

JA女性会活動においては、令和3年度までのコロナ禍の影響による活動休止状態から、徐々にグループ活動を再開し、新規2グループを加え111の目的別グループが活動を展開しました。また、「SUGO JYO盆踊り大会」「ふれあいウォーキング」「女性会フェスタ」を開催し、会員相互の親睦を図りました。

健康増進活動では、疾病の早期発見・早期治療を目的に町ぐるみ健診を5会場で実施し、1,088名の受診がありました。また、健康セミナーや出荷者向け3B健診を実施しました。

学習広報活動として、女性組合員対象のレディースカレッジ、男性組合員対象の男ディカレッジを開講し、教養を高め、生活の充実をめざし、食農教育などを通じて地域や農業に対する理解を深めました。

2. 販売事業

令和4年産米については、早生品種を中心に夏場の高温による白未熟粒の発生、カメムシによる吸汁害が見られましたが、幼穂形成期の高温・多照により1穂あたりの粒数が平年を上回ったため、主食用米の出荷数量は106,641袋（前年対比111.3%）となりました。

麦類については、大麦に新たな販路が出来たことで、従来の作付け面積に戻り、大麦の出荷数量は1,442.6トン（前年対比212.6%）、小麦の出荷数量は351.7トン（前年対比53.1%）となりました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中で、農家の経営と暮らしも、重大な危機に直面しており、消費低迷による農産物価格の低下や生産資材の高騰等、地域農業を継続するための環境が急速に悪化しているため、農業者が意欲をもって営農に取り組めるように営農継続緊急対策を実施しました。稲作への支援では、令和4年産米の出荷に対して、30kgあたり300円（10円/kg）、麦作への支援では、令和4年産麦の出荷に対して、1kgあたり2円の支援を実施しました。

白大豆については、播種時期に湿害に遭わなかったことや、生育期間中の天候に恵まれた影響で豊作となり、粒張りが良く大粒の割合が増加したため、出荷数量は1,365袋（前年対比173.4%）となりました。

青果販売については、野菜指定産地品目（キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、レタス、トマト）合計で2,276トン、1億9,931万円（前年対比120.1%）となりました。

ふぁ～みんSHOP・にじいろふぁ～みんについては、出荷量は例年並みでしたが、年間を通じて販売価格が安定し、販売金額を確保することができました。また、各店舗で季節ごとの野菜をPRし、販売高は17億3,612万円（前年対比103.1%）となりました。

畜産事業については、肉牛の肉質改善に努め、枝肉成績（神戸ビーフ率94.9%）は県下平均の92.3%を上回りました。

3. 購買事業

生産資材については、生産コストの削減のため、以下の項目に取り組みました。

- ①肥料価格の抑制に向けて事前数量予約を行い、全国集約銘柄「国産高度化成444」を3,336袋、兵庫県独自取り組み銘柄「JA園芸化成S500」を1,184袋供給しました。
- ②営農組合・大規模農家等の担い手農家に対して大型規格・大型直送規格の農薬を推進し、生産コストの削減に努めました。
- ③営農組合・担い手農家に対して機能集約型トラクターを提案推進し、中型の共同購入トラクター1台および低価格トラクター1台の合計2台を供給しました。
- ④近隣のホームセンターの肥料・農薬の小売価格を定期的に調査し、価格設定に反映させるとともに、肥料高騰対策の一環として、予約申込を中心に引取り特別価格設定および割安な持ち帰り特別価格を設定した売出しチラシの新聞折込みを実施し、農家の生産コストの削減に努めました。

生活購買については、高砂地区にて「JA健康ふれあい館」、各営農経済センター・支店にて「聞こえの相談会」、全地区にてシロアリ防除推進、にじいろふぁ～みんにて「生活相談&応援フェア」を開催しました。

4. 保管事業

低温農業倉庫については、主にふぁ～みんSHOPで販売する直売米および全農に販売する大麦等を保管しました。室温や穀温の管理とともに、ネズミ等の被害が出ないように粘着トラップを数か所に配置し、品質管理に努めました。また、定期的に倉庫内の燻蒸処理を実施することで虫等の発生の予防に努めました。

5. 加工・利用事業

令和4年産米の荷受重量は、天候に恵まれ豊作であったため、5,976トン（前年対比104.9%）となりました。

麦類については、大麦に新たな販路が出来たことで従来の作付け面積に戻り、大麦の荷受重量は1,576トン（前年対比192.6%）、小麦の荷受重量は395トン（前年対比52.7%）となりました。

水稻苗の出荷数量は稚苗61,653箱、成苗51,010箱の合計112,663箱となり、前年度から1,389箱の増加となりました。野菜苗の出荷数量は313万本（前年対比93.0%）となりました。

加工事業では、地元産大豆を100%使用した豆腐を中心に厚揚げ等の加工品を販売するとともに、お客様の需要に合わせ、惣菜コーナーでは地元産野菜を使用した商品の製造を強化しました。

また、新たな食材として「大麦粉」「米粒麦（べいりゅうばく）」の販売PRに努めました。

主な加工品の取扱高は、豆腐1,358万円（前年対比106.1%）、惣菜1,956万円（前年対比108.3%）となりました。

6. 農業経営事業

にじいろ農園では、サツマイモ収穫体験や景観作物（ネモフィラ、ヒマワリ、コスモス）の栽培を行い、多くの来場者に喜んでいただきました。

にじいろ果樹園や新規就農者育成ハウスでは、ぶどう・ブルーベリー・いちじく・いちごを栽培し、ふぁ～みんSHOP・にじいろふぁ～みんでの販売や「カフェコーナー」での食材として活用しました。

新規就農者育成ハウスでは、1名がいちごの高設栽培の研修を受け、栽培技術向上に励んでいます。

7. 有線放送事業

令和4年度も地域に密着した取材に加え、JA・町・自治会・CM等の告知放送を行いました。放送では、JA行事等の身近な情報を「教えて組合長」コーナーを活用して加入者に伝達しました。また、中学生の職場体験事業として「トライやる・ウィーク」の受け入れ、地元高校への放送指導を実施しました。

8. 福祉・介護事業

新型コロナウイルス感染症が拡大し行動規制が厳しくなる中、組合員の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉・介護事業の充実と感染防止対策に取り組みました。

ふぁ～みんの里明石においては、見守りシステムと服薬管理システムを導入し、事故の未然防止と業務の効率化に努めました。デイ高砂では、足湯に加えホットパックや『暖暖ふっと』を設置し、利用者の機能維持・向上を図りました。

令和3年10月に開所したふぁ～みん介護センターは、居宅事業所と訪問介護事業所を統合した結果、お互いの連携が強化され前年度を大きく上回るご利用をいただきました。

記録的な大寒波で道路での車の立ち往生や、電車・バス・タクシーを含めた交通機関に大きな乱れが出た時には、デイ加古川・デイ高砂では、出勤可能な職員は限られましたが利用者が希望するサービスの提供を行いました。

JAはなごを含めた各事業所の担当者により、事故防止・園芸活動・機能訓練の各分科会を随時開催し、情報共有や課題・問題点について意見交換を行いました。

福祉正職員登用制度に則り、有望な人材の登用を行いました。また、新たな介護員を養成するため、介護職員初任者研修を実施し、8名に認定書を交付しました。

ヒヤリハット情報の共有化により事故の再発防止に努めるとともに、高齢者への虐待防止対策を徹底しました。

9. 信用事業

早期警戒制度に対応した持続可能な信用事業収益の確保に向けた取り組みを実施しました。

また、資産形成・資産運用の相談活動を展開し、組合員・利用者に寄り添った対応をすることで、組合員・利用者からよりいっそう信頼される組織づくりをめざしました。農業融資については、営農経済部との連携により農業者向け融資「アグリマイティー資金」を紹介し、農業者の生活をサポートしました。重点項目として、以下の6点に取り組みました。

- ①JAトータルサポートセンターを開設し、組合員・利用者毎のニーズを捉えたライフプランサポートを実践しました。
- ②住宅ローンを中心に貸出金残高が伸びました。また、SNS・WEB広告を活用してネットローンの獲得強化に努め、次世代組合員の利便性向上を図りました。
- ③営農経済部と連携し、農業者・営農組合への訪問活動を行いました。また、農業融資セミナーや農業融資研修会を開催し、農業関連融資の普及拡大に努めました。
- ④非対面取引が増えるなか、JAネットバンク・JAバンクアプリの利便性を周知するためスマホ教室を開催しました。
- ⑤各支店にコンサルティングアドバイザー（CA）を配置し、資産形成・資産運用への相談機能を強化し、ライフプランに合わせた提案活動の実践に努めました。
- ⑥コンプライアンス対策として、定期的な勉強会を開催し、内部統制強化と事務堅確性向上に努めました。

上記の結果、住宅ローン・年金獲得・投資信託が計画を大きく上回る結果となりました。また、JAトータルサポートセンターの開設により、相談機能が強化され、様々な相談内容に対応できる体制が整いました。

10. 共済事業

(1) 長期共済

「3Q活動^{※1}」と「はじまる活動^{※2}」を通じて、組合員・利用者に寄り添った活動を実践し、『ひと・いえ・くるま』の総合保障の普及により、皆様の暮らしに「安心」と「満足」をお届けしました。

ひと分野では、新仕組の認知症共済のご案内から世帯全体の生命系の保障点検並びに複数提案に取り組みました。

いえ分野では、多発する自然災害に対し、組合員・利用者の生活を守っていくための保障を提供することを使命とし取り組みました。

普段働いて会えない若年層・次世代層の方への休日訪問実施やWEBマイページの登録促進により契約者の利便性向上に取り組みました。

※1 3Q活動とは、加入世帯のご家族の近況や共済金の請求漏れの確認と併せて、将来の備えについて保障点検を行うことです。

※2 はじまる活動とは、新たな利用者にJA共済の仕組みやサービスをご案内する活動のことです。

(2) 短期共済

くるま分野では、定期的に「自動車見積キャンペーン」を実施し、他社加入情報収集による新規契約の拡大及び契約継続を早期に案内し、特約のグレードアップによる継続掛金の向上に取り組みました。

11. 経営管理

(1) 経営管理

自己資本充実のために利益準備金および任意積立金を積み立て、財務の安定による経営の健全化に努めました。

組織基盤の強化を図るための組合員拡充については、正組合員および女性正組合員、准組合員それぞれに目標を設定し加入促進活動を行った結果、組合員数は509名増加し、63,053名となりました。

また、女性・青年農業者の運営参画を進めるため役員の選出方法について、地区女性役員選出内規検討委員会で素案を作成し、総代懇談会等を通じて意見集約を行いました。総代研修会では、女性参画の重要性をテーマに明治大学客員教授 榊田みどり氏による講演を行い、理解を深めていただきました。

(2) 広報

組合員向けの広報誌「ふぁ～みん」や地域住民向けの「ぶちふぁ～みん」では、組合員や生産者・利用者の声を多く取り入れ、効果的な情報提供に努め、「食と農・くらし・健康」などの誌面づくりを行いました。また、組合員や地域住民との繋がりを深めるため、地域の身近な情報と職員の紹介などを掲載した支店事業所だよりを作成し、店頭等で配布しました。

JA兵庫南の情報をタイムリーにお届けするためホームページ・SNSを活用した情報発信に努めました。新規開設のECサイト「あおぞらふぁ～みん」の利用拡大を図るため、Instagramのフォロワー獲得に向けた取り組みを実施しました。

ラジオ関西の番組「谷五郎のこんにちわ ふぁ～みん」（毎週金曜日13:00～）においては、JA事業の紹介を中心に、生産農家や加工グループ、青壮年部の方々に出演していただき、JA兵庫南の取り組みについてPRを行いました。また、職員紹介コーナーも引き続き実施しました。

(3) 地域貢献活動

「ふぁ～みん食農教育支援金」では、管内の食農教育活動に取り組む学校や地域組織など多くの団体から申し込みがあり、22の新規団体を含む69団体の活動に対し287万円を助成しました。約17,400名の参加があり、食の大切さと食を支える農の役割や地域の食文化などへの理解を深めました。

高齢者見守り活動では、組合員や地域住民の異変を早期に発見し、緊急の場合は迅速に警察や消防へ通報する体制を整え、安心して暮らせる地域社会づくりに努めました。

支店ふれあい委員やJA女性会会員、JA役職員により、公共施設や支店事業所周辺などの地域清掃活動を実施しました。

(4) 人事・教育

令和4年度も、新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら、地域の組合員に寄り添った相談業務に対応するため、連合会等が主催する検定資格試験・研修会への参加を積極的に促しました。また、階層別面談・研修会を実施し意識改革に努めました。更に女性渉外担当者を増員し、視野を広げ幅広い知識を身に着けた女性管理職の育成に努めました。

職員の健康管理のため、定期健康診断の受診項目の充実や安全衛生委員による支店・事業所パトロールを実施し、危険防止と職場環境の改善に努めました。

(5) 内部監査

JA兵庫南の事業経営目標の達成と健全かつ継続的発展に役立つことを目的に、不正・不祥事防止態勢の整備状況に重点を置いた監査を実施しました。また、問題点の発見・指摘にとどまらず、業務の有効性・効率性向上に役立つ措置提案に努め、必要に応じて監査先だけでなく指導部署への措置提案も行いました。

(6) コンプライアンス（法令遵守）

コンプライアンス・プログラムを実践することにより、ガバナンスの強化、利用者保護等管理体制の徹底、内部けん制機能の強化、危機管理体制の整備などに取り組むとともに、マナー・ロータリング及びテロ資金供与対策を強化することにより、内部統制の確立・実効性向上に努めました。

5. 事業活動のトピックス（令和4年度）

4月

- 1日 みのり監査法人監査 期末Ⅰ
- 5日 女性会本部役員会を開催
- 16・17日 にじいろふぁ～みんで「トマトフェア」開催
- 19～22日 期末監事監査
- 25・27日 第24回JA兵庫南女性会総会
- 21日 JA兵庫南グループスタートダッシュ大会を開催
- 23日 第7回「JA兵庫南組合長杯」小学生ソフトボール大会
- 30日



女性会総会



スタートダッシュ大会

5月

- 2・6日 みのり監査法人監査 期末Ⅱ
- 11～13日 渉外担当者決起大会（加古川プラザホテル）
- 13日 「JAトータルサポートセンター」開設
- 26日 JAやすらぎ会館加古川で人形供養会を開催
- 29日



JAトータルサポートセンター開設

6月

- 8日 ネットショップ「あおぞらふぁ～みん」オープン
- 11日 「JA兵庫南子供サッカー教室」
チェント・クオーレ・ハリマ指導
- 12日 ちゃぐりんスクール開校式
- 14～17日 地区別総代懇談会
- 18・19日 JAカーパレットで自動車展示会を開催
- 25日 第23回通常総代会
- 26日 第16回「JA兵庫南ふぁ～みん杯」ソフトボール大会



通常総代会

7月

- 1日 JA-SSでLINE公式アカウント開始
- 1・2日 「夏の農機大展示会」を開催
- 2日 介護職員初任者研修開講式
- 13日 第1回JA利用者懇談会
- 13・27・28日 共済仕組み勉強会開催



利用者懇談会

8月

- 1日 反社会的勢力排除研修会（営農総合支援センター）
- 3日 第1回女性役員選出内規検討委員会
- 4日 ちゃぐりんスクールで加古川和牛ツアー開催
- 15・16日 JAやすらぎ会館「初盆飾り供養会」開催
- 19日 健康セミナー「骨密度測定会&予防講座」開催
- 23日 米穀鑑定研修会



ちゃぐりんスクール
和牛ツアー



SUGOJYO盆踊り大会

9月

- 4日 「JA兵庫南組合長杯」
高砂市スポーツ少年団軟式野球大会
- 7日 第2回地区女性役員選出内規検討委員会
- 8日 JA女性会SUGOJYO盆踊り大会（日岡山公園）
- 11日 JA共済アンパンマン交通安全キャラバン開催
- 14日 ふぁ～みんレディースカレッジ開講式
- 15日 ふぁ～みん男ディカレッジ開講式



男ディカレッジ開講式

10月

- 3日 令和5年度新規採用職員内定式
- 7日 六条大麦ストローがグッドデザイン賞受賞
- 16日 国消国産の日 ふぁ〜みんず にじいろコンサート
- 17~21・26日 上半期監事監査
- 24日 JA女性会本部役員と常勤役員が語る会
- 25日 出荷登録者3B健診
- 28日 水足戸ヶ池産業団地開発事業竣工式
- 31日 役員コンプライアンス研修会



六条大麦ストロー
グッドデザイン賞受賞



女性会ふれあいウォーキング（稲美）

11月

- 2日 第3回地区女性役員選出内規検討委員会
- 7~10日 みのり監査法人監査 期中Ⅰ
- 11日 女性会ふれあいウォーキング（稲美）
- 12日 総代研修会
- 13日 第32回加古川ツデーマーチ



ふぁ〜みんフェスタ

12月

- 11日 ふぁ〜みんフェスタ
- 14日 県農林経済部のヒアリング
- 17日 ちゃぐりんスクール閉校式



ちゃぐりんスクール閉校式

1月

- 10日 営農渉外研究発表大会
- 13日 JA青壮年部とJA幹部が語る会
- 14日 介護職員初任者研修修了式
- 16日 ブロック別役員推薦委員会議
- 24日 女性会フェスタ



営農渉外研究発表大会

2月

- 6~8日 みのり監査法人監査 期中Ⅱ
- 9日 ふぁ〜みん男ディカレッジ閉講式
- 13・14・16・17・20・21日 県常例検査
- 13~17日 支店別総代懇談会
- 15日 ふぁ〜みんレディースカレッジ閉講式
- 16・17日 全国家の光大会
- 21日 JA青年の主張全国大会
- 25日 JA兵庫南組合長旗
第16回小学生バレーボール大会



全国家の光大会



組合員協同セミナー

3月

- 11日 組合員協同セミナー
- 14・15日 みのり監査法人監査 期中Ⅲ
- 17・18日 農機センターで農業機械大展示会を開催
- 19日 いなみ野ため池駅伝
- 28日 にじいろミュージックフェスティバル開催



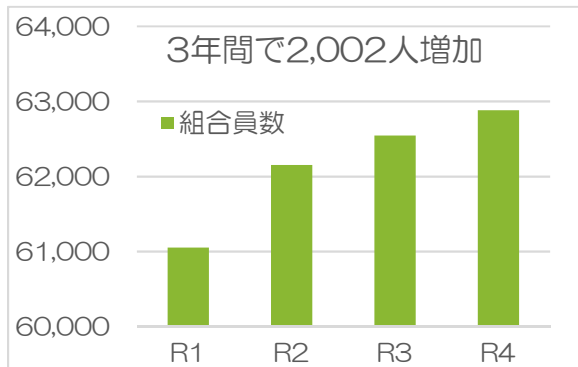
農業機械大展示会を開催

JA兵庫南 自己改革取組状況（協同活動ハイライト）

JA兵庫南は「農業を基軸とした地域協同組合の実現」をメインテーマとする第8次中期経営計画の最終年度としての活動を展開しました。

第8次中期経営計画の3つの基本方針について、具体的には次のような取り組みを行いました。

組合員数



販売品販売高

(単位：百万円)

品目	R3年度実績	R4年度実績
米 麦	785	777
青 果	283	332
畜 産	549	462
SHOP	1,683	1,736
合 計	3,301	3,309

I JA 総力を挙げた持続可能な地域農業の発展

販売力の強化

【コメの販売数量の増加】

- ・集荷数量を確保するため、全農の仮渡金に緊急支援策として出荷数量30kgあたり300円を上乗せした金額を設定し、生産者へ支払いました。

【販売方法の検討】

- ・新規販売取引先の開拓で、1件新たな販売取引を開始しました。
- ・市場・契約・インショップでの販売高は、前年度から4,919万円増加の3億3,253万円となりました。

【農家出品品目の販売力強化】

- ・6月「スイートモーニング」、7月「大麦」、9月「イチジク」、3月「イチゴ」の販売促進を行いました。

生産力の拡大

【市場出荷野菜作付け面積拡大の促進】

- ・作付面積はキャベツ47.1ha・ブロッコリー14.4ha・スイートコーン14.3ha・レタス1.3ha・トマト1.5haとなり、スイートコーン・トマトで目標値を達成しました。

【生産性向上と生産コストの低減】

- ・肥料集約銘柄、国産化成肥料オール14の供給拡大 10,759袋
- ・推奨銘柄である農協化成48号の供給 13,906袋
- ・大型規格農薬を使用した水稻処理剤散布済苗の普及112,663箱



組合員の高齢化、労働力不足に対する取り組み

【営農組合の設立・法人化および広域化】

- ・稲美地区で岡西営農組合、岡東営農組合の2営農組合が法人化されました。

【援農ボランティアの取り組み】

- ・ぷちふぁ～みん夏号で登録ボランティアの募集を掲載し、29名が登録されました。

【農福連携事業の拡大】

- ・2か所の福祉事業所で大麦わら加工作業を実施しました。
- ・福祉事業所とのマッチングを延べ8件行いました。

【スマート農業への取り組み】

- ・ドローン農薬散布の作業委託先として、加古川オペレータ部会の部会員と新たな委託契約を締結し、麦の栽培講習会等で広告チラシを活用した利用促進を行いました。



営農指導体制の確立・強化

【営農指導体制の構築】

- ・営農インストラクターが営農渉外と同行推進及びミーティングで課題等の共有と営農指導員の育成に取り組み、新たに営農指導員資格を6名、上級営農指導員資格を2名が取得しました。

Ⅱ 地域の活性化に貢献できる総合事業の展開

次世代・若年層の組合員確保と関係強化

【食農教育活動の充実】

- ・ ふぁ～みん食農教育支援金活動として69団体（うち新規21団体）に対し支援を行いました。

【次世代組合員確保のための取り組み】

- ・ 39歳以下の組合員加入が693名（男性417名・女性276名）ありました。
- ・ 組合員出産祝金のPRIにより、若年層の組合員加入を勧めることが出来ました。（出産祝金申請者435名、うち新規組合員161名）

【女性のJA運営参画への取り組み】

- ・ 女性の運営参画を促進するため、地区女性役員選出内規検討委員会を3回開催し、選出のための素案を作成しました。
- ・ 第12回レディースカレッジを開催しました。若年女性層を含み25名が参加して、年間全6回のカリキュラムを実施しました。



組合員組織活動の活性化と連携強化

【女性会活動の充実】

- ・ 新規グループが高砂で2件立ち上がり、111グループが活動しました。

【准組合員の意思反映・運営参画の着実な実践】

- ・ 准組合員によるJA利用者懇談会を開催し、JA事業の理解と利用促進に取り組みました。

安心・安全で暮らしやすい地域社会の実現

【食の安心安全への取り組み】

- ・ 残留農薬検査は、45検体に対して延べ1,130成分実施しました。
- ・ 加工品微生物検査は、8品目に対して延べ61件実施しました。

Ⅲ 環境の変化に対応できる経営改革の実践

【営農経済事業の収支改善】

- ・ 共通管理費配賦前事業利益は、前年度から2,358万円改善しました。

【組合員との対話強化】

- ・ コロナ禍のため中断していた常勤役員と経済担当者による「担い手農家訪問」を再開し、直接ご意見やご要望をお聞きしました。
- ・ 常勤役員と渉外担当者がペアで高齢者宅を訪問し、日頃のご利用へのお礼と特殊詐欺被害防止の啓発を行いました。

総合的な事業による農業振興・地域活性化支援

支援項目		支援内容	4年度実績
営農継続緊急対策	JA出荷米に対する支援	令和4年度米出荷に対して30kg当り300円（10円/kg）	31,992千円
	大麦・小麦JA出荷に対する支援	令和4年度大麦・小麦出荷に対して30kgあたり60円（2円/kg）	3,601千円
	肥料・農薬供給高に対する特別配当	肥料・農薬の未収供給に対して20円につき1円	26,390千円
ハウス導入支援事業		建設資金の一部を助成します。導入資金（税抜）の1/3【上限50万円】	4件 1,210千円
獣害防止対策支援事業		電気柵と関連機器の購入代金（税抜）の1/2【上限3万円】	119件 2,520千円
草刈機（ハンマーナイフモア）導入支援事業		ハンマーナイフモアの購入代金（税抜）の1/5【上限10万円】	26件 2,358千円
ふぁ～みん食農教育支援金		食農教育に向けた取り組みを行う活動に対し、費用から収入を差し引いた金額【上限5万円】	69件 2,873千円
担い手コンサル支援		担い手農家の経営課題を分析し課題解決策を提案	1件
農業融資（アグリマイティー資金）		0%金利	84,741千円

ご案内

イベント、商品紹介、事業等については、当JAの広報誌「ふぁ～みん」やホームページでもご案内しています。
ホームページアドレス <http://www.ja-hyogominami.com/>



6. 農業振興活動

JA兵庫南は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展をめざして、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

消費者に安全・安心な農産物を提供するため、JAで荷受する米・麦・大豆・野菜などの全出荷者に生産日誌記帳ノート等を提出していただき、農薬使用における適正使用の徹底を図っています。



万葉の香 刈取り

2. 集落営農組織の育成・支援

米・麦・大豆を作付けする営農組合等の担い手への農業所得確保に向け、栽培指導の強化に努めています。また、スマート農業の研究や実践といった取り組みをしています。



ドローンを活用し実証試験

3. 地産地消の取り組み

管内に8店舗の農産物直売所（ふぁ～みんSHOP）を設置し、新鮮で安全・安心な地元農産物を地域の消費者に供給して喜んでいただける店舗づくりをめざしています。

農家の生産力を向上させて直売所への出荷量を増やすための講習会や、新規農家の育成や施設園芸の面積拡大をめざして、補助事業の活用やハウス導入経費の一部をJAが助成する取り組みをしています。



にじいろふぁ～みん
「トマトまつり」

4. 農業とのふれあい活動

「農業を基軸とした地域協同組合の実現」をメインテーマに、児童を対象に農業体験を開催し農業への理解を深めました。また、「ふぁ～みん食農教育支援金」により各種団体の食農活動を支援しています。



ちゃぐりんスクール
さつまいも苗植え付け体験

5. 食育の取り組み

ちゃぐりんスクールの開催並びに、水稻や野菜の植付・収穫体験イベント・料理教室などを各地で開催することにより消費者とのふれあい活動を実施し、農業の理解を深め広げる活動に取り組んでいます。



支店ふれあいイベント
採蜜体験

7. 地域貢献情報

JA兵庫南は、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

① 環境問題への取り組み状況

- ・省エネルギーを実践するため、「クールビズ」の実施に取り組んでいます。
- ・農業用廃プラスチック・不要農薬の回収を実施しています。

② 各種募金活動・公益団体などへの寄付を行っています。

③ 献血活動の実施



献血（日本赤十字社と連携）



募金活動



クールビズ



2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

① 貯金残高（令和5年3月末現在）

（単位：百万円）

種類	残高
当座性	239,629
定期性	443,665
小計	683,294
譲渡性	—
合計	683,294

(2) 地域への資金供給の状況

① 貸出金残高（令和5年3月末現在）

（単位：百万円）

種類	残高
農業近代化資金	0
その他制度資金	10
農業関連融資	450
事業関連融資	8,461
住宅関連融資	165,980
生活関連融資	3,644
その他	249
合計	178,798

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

組合員・地域住民を対象とした健康診断活動、高齢者福祉活動、地域助け合い活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

道路の清掃活動などの社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。



清掃活動



出荷者向け3B健診



健康セミナー



町ぐるみ健診事後指導

3. 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会を開催するほか、契約栽培の拡大や直売所での農産物販売拡大、また地元量販店への出荷拡大等に取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農経済センターに営農渉外係を配置するとともに、関係機関と連携し、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズにこたえていくため、農業融資担当部門と営農経済部門とが連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

農業後継者として新規就農者を対象に「かがわ育農塾」を開催しています。また、卒業後の農業経営と生活をサポートしています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、営農経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。また、営農に必要な営農ローン、加工・流通・販売に関する設備・運転資金としてアグリマイティー資金があります。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支店運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

次代を担う地域の小学生等に対しては、農業への理解を促進するため、ちゃぐりんスクールをはじめ、ふぁ～みんな食農支援金制度を通じた食農教育活動に取り組んでいます。

また、女性を対象とした「ふぁ～みんなレディースカレッジ」、男性を対象とした「ふぁ～みんな男ディカレッジ」を開講し、新しい学びと仲間づくりの場として、カルチャー教室を開催しています。

(7) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

8. リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室審査管理課を設置し金融部融資課と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・モニタリングを実施し事務リスクの削減に努めています。また事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・協議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの企画推進、進捗管理を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

年度毎に、コンプライアンス・プログラムを策定し、実践するとともに、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口及び、コンプライアンスの進捗管理を行う統括部署を設置しています。

金融ADR制度への対応（苦情等受付・対応態勢）

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

ご加入先の支店、または本店及び総合リスク管理室（電話：0120-777-052）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター	（電話：078-341-8227）
東京弁護士会紛争解決センター	（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会仲裁センター	（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会仲裁センター	（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口またはJA/バンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JA/バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合わせください。

共済事業

まずは①の窓口にお申し出下さい。なお、次の外部機関もご紹介いたします。

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、組合員の信頼を継続していくため、組織・運営及び会計の全般にわたり監査を実施するとともに、改善事項の提言を通じて適切な業務の維持・強化に努めています。また、内部監査は年度監査計画に基づきJAの本店各事業部・支店・経済事業所並びに子会社の全部署を対象に実施し、監査結果は被監査部門に通知するとともに、未整備事項の改善取り組みを指導し、その検証結果をフォローアップしています。

個人情報保護方針

兵庫南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項および第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。なお、安全管理措置のために講じている主な内容について別掲のとおりです。

また、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）については、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に則して、適正に取り扱います。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報（保護法第2条第3項）および労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報（要配慮個人情報を除く））については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

兵庫南農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムおよび情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

兵庫南農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等との関係を遮断するため、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

態勢整備

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、関係法令等を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

マネー・ローンダリング等の防止

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減処置を講じます。

反社会的勢力等との決別

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

組織的な対応

4. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

外部専門機関との連携

5. 当組合は、警察、暴力団追放兵庫県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携関係を構築します。

※1.反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2.反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

JAバンク利用者保護等管理方針

兵庫南農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等において利用者と当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

金融円滑化にかかわる基本方針

当兵庫南農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の認識度合に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するように努めます。
4. 当組合は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （1）組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかわる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況●

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、13.19%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実●

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	兵庫南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,701百万円 (前年度3,721百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務 組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金名	特徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
総合口座	1冊の通帳に<貯める><借りる><受取る><支払う>という4つの機能がバック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預入れ金額の90%以内で、最高300万まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	100円 (1,000円以上について)	個人のみ
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	100円 (1,000円以上について)	個人および法人
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	—	個人および法人
決済用貯金	いつでも出し入れ自由で、決済口座貯金としてご利用ください。ただしお利息は付きません。貯金保険制度により全額保護されます。	期間の定めはありません。	1円以上	—	個人および法人
通知貯金	7日間の据置期間経過後、お引出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	7日以上2日前のご通知でお引出しできます。	5万円以上 1円単位	1円	個人および法人
貯蓄貯金	普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に依じた利率を適用します。また専用キャッシュカードで、簡単に出し入れできる貯金です。 *給与・年金・配当金の自動受け取り・公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。	期間の定めはありません。	1円以上	1円 (1,000円以上について)	個人のみ
スーパー定期貯金	お預け入れは1円からという手軽さ。個人のお客様は、半年複利でさらに有利に運用いただけます。	1か月以上 10年以内	1円以上 1円単位	1円	個人および法人 (複利型：個人のみ)
大口定期貯金	土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕金の運用に最適な大型定期貯金です。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上 1円単位	1円	個人および法人
変動金利定期貯金	6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年 2年 3年	1円以上 1円単位	1円	個人および法人 (複利型：個人のみ)
期日指定定期貯金	お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引き出しにできます。一部お引き出し(1万円以上)も可能です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満 1円単位	1円	個人のみ

貯金名		特徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
財形貯蓄	一般財形貯金	お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。お使いみちは自由です。	3年以上	1円以上 1円単位	1円	個人のみ
	財形住宅貯金	マイホーム取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能です。)	5年以上			
	財形年金貯金	年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能です。)				
積立式定期貯金	エンドレス型	お積み立て目的やご利用日が特にない方におすすめで、不意に資金が必要なおきにお使いいただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	1円	個人および法人
	満期型	ご指定いただいた満期日に一括してお受け取り頂く積立定期貯金です。	7か月以上 10年以内 (据置期間1か月以上3年以内)			個人および法人
	年金型	年金のお受け取りを目的とした積立定期貯金です。老後お受け取りされる公的年金を補完するための貯金です。	1年5か月以上 (据置期間2か月以上10年以内、受取期間3か月以上20年以内)			個人のみ
定期積金		ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	1,000円以上 1円単位	1円	個人および法人

◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

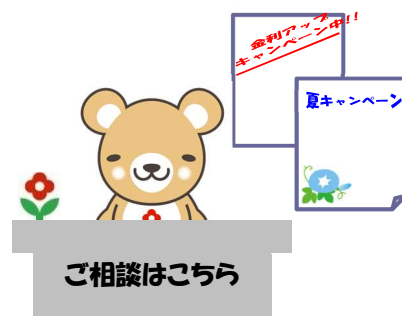
また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体等、農業以外への必要資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
賃貸住宅ローン (基金協会保証)	●賃貸住宅の新築、増改築および補改修に必要な資金	100万円以上4億円以内 (10万円単位)	30年以内(1か月単位)
住宅ローン(基金協会保証) (一般型・100%応援型・借換応援型)	●住宅の新築、および増改築資金 ●住宅および土地の購入資金 ●土地の購入資金(5年以内に住宅を新築し居住の予定があること・100%応援型は2年以内) ●現在借入中の住宅ローンの借換	10万円以上1億円以内 (1万円単位)	40年以内(1か月単位) 借換の場合残存期間+5年以内かつ40年以内
リフォームローン (基金協会保証)	●住宅の補改修資金 ●宅地内の植樹、造園資金 ●門、塀、車庫、物置、台所、浴室等の設置または改良資金	1万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	10年6ヶ月以内 (1か月単位)
教育ローン(基金協会保証) (一般型)	●高等学校から大学等、各種学校に就学するお子様の入学金、授業料、その他の教育費に必要な資金 ●現在借入中の教育ローンの借換	1万円以上500万円以内 (1万円単位)	変動金利型 15年以内(1か月単位) (据置期間を含む、在学期間+9年) 固定金利型 5年以内 借換の場合は残存期間内
教育ローン(基金協会保証) (カード型)	●教育施設に就学するお子様の教育に関する資金	10万円以上700万円以内 (10万円単位)	1年(原則として満65歳の誕生日までは1年ごとに自動的に継続されます。) 新規貸越可能期間は対象のお子様の卒業年度末日までとします。
多目的ローン (基金協会保証)	●家電製品等の購入や結婚、出産資金など生活に必要なすべての資金(負債整理資金、営農資金、事業資金は除きます)	1万円以上500万円以内 (1万円単位)	6か月以上10年以内 (1か月単位)
マイカーローン (基金協会保証)	●本人及び家族(二親等以内)が必要とする次の資金(営業用自動車は除く) ●自動車・バイク購入や点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用。また運転免許の取得、カー用品の購入、車庫建設(建設費が100万円以内)の資金 ●現在借入中の自動車ローンの借換	1万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	6か月以上10年以内 (1か月単位) 借換の場合は残存期間内
アグリマイティー (基金協会保証)	●農業生産に直結する設備資金・運転資金 ●農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 ●地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金	個人 5,000万円以内 法人・団体 1億円以内	17年以内 (据置期間3年以内) (法定耐用年数以内)
カードローン (基金協会保証)	●生活に必要なすべての資金	極度額20万円～300万円	2年 (原則として2年ごとに自動的に継続されます。)

◇**為替業務** 全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇**その他の業務及びサービス**

為替サービス	お受け取りの貯金口座に確実に入金する振込サービスや小切手・手形の取立を代行しあなたの口座に入金する代行サービスなどがあります。 全国どの民間金融機関でもお取り扱いいたします。
給与振込	給与があなたの貯金口座に自動的に振り込まれるサービスです。 給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。
年金自動受取	年金が受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、またJA以外でお受け取りの方は「支払機関変更届」等により手続きをしていただけます。
自動支払	電気・電話・NHKなどの公共料金や、税金・家賃・授業料・各種クレジット代金などのお支払をあなたに代わって行うサービスです。 お申し込みの手続きには、通帳・お届印などが必要です。
JA家計簿サービス	ご指定された日から1か月分の収支を自動集計し、月々の収支がひと目でわかるように通帳に記帳するサービスです。集計内容は入金合計額、出金合計額、その差額です。希望により、五大公共料金の引落の合計額も記入可能です。
JAカード	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめるJAのクレジットカードです。ボーナス一括払いやリボ払いなどがご利用でき、ポイントサービス・各種特典が受けられます。
投資信託	お金の積極的な運用方法としての選択肢の一つです。少ない金額から投資可能で、専門家がお客様に代わって情報収集や分析をおこないながら運用し、得られた利益をお客様に分配する金融商品です。
国債	新窓販国債、個人向け国債の窓口販売の取り扱いをしています。
JAアンサーサービス	窓口に行かなくても、ご自宅やオフィスから「振込・振替」、「残高照会」などがご利用いただけるサービスです
ネットバンク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
メールオーダーシステム	インターネットに接続できるパソコン・携帯電話から満18歳以上の個人のお客様を対象に口座開設の受付が出来たり、すでに口座をお持ちの方の住所変更の受付が出来るサービスです。



手数料一覧（令和5年7月1日現在）

貯金業務手数料

手数料項目	条件	税込手数料
残高証明書		1顧客あたり 550円
取引履歴発行	過去10年間※1	1顧客あたり 550円
	10年を越える履歴の発行※1	1顧客あたり 1,100円
	伝票の店頭での閲覧、コピーでの開示	1枚につき 220円
用紙発行	小切手帳	50枚綴り 3,650円
	手形帳	50枚綴り 3,650円
	自己宛小切手	1枚 1,100円
マル専関係	手形用紙	1枚 550円
	口座開設	1口座 3,300円
再発行	通帳	1通 550円
	証書	1枚 550円
	ICキャッシュカード	1枚 1,100円
	一体型キャッシュカード	1枚 550円
夜間金庫		1ヵ月 1,100円
公的機関等への取引履歴発行	3ヵ月超	1～10枚 440円
		11枚以上（10枚毎に330円加算）
未利用口座管理手数料※2		年間 1,320円

※1 取引履歴を調査した結果、取引履歴が無い場合にも手数料をいただきます。1年未満の端数（月数）は切り上げとします。

※2 適用条件は、令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座のうち、お預入れやお引出し（当該口座の利息入金や本手数料の引落しを除く）、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。

ただし、当JAでお借入がある場合、もしくは貯金残高が10,000円以上の当該口座は対象となりません。

手数料を免除するもの

- ①自己宛小切手の発行については、JAの都合により顧客に依頼した場合
- ②通帳、証書、キャッシュカードの再発行については、結婚、養子縁組、離婚等による名義変更に伴う再発行依頼の場合
- ③不稼働口座の整理において、通帳を紛失していて、残高が再発行手数料に満たない場合

貸付金手数料

手数料項目	条件	税込手数料	備考
住宅資金実行手数料 （JA住宅ローン・生活環境整備資金・賃貸住宅ローン）		55,000円	有担保
		11,000円	無担保
繰上返済手数料（JA住宅ローン・生活環境整備資金・賃貸住宅ローン）			
全額	特約固定・長期固定型 （1件）	（実行～10年以内）	33,000円
		（10年超） 1,000万以上	22,000円
		500万以上1,000万未満	11,000円
		500万未満	5,500円
	変動金利型（1件）		5,500円
一部	変動・特約・長期固定	繰上返済額は10万円以上	5,500円
※協同住宅ローン(株)保証付JA住宅ローンについては、最大5,500円（全額繰上返済11,000円）の協同住宅ローン(株)に対する繰上返済手数料が別途必要となります。【返戻保証料の範囲内】			
※一部繰上返済はJAネットバンクからお申込みいただけます（一部対象外あり）。なおJAネットバンクを利用される場合の繰上返済手数料は無料、繰上返済1回あたり最低返済額は10,000円とし、約定返済後残高の90%が返済上限額となります。			
繰上返済手数料（マイカーローン、教育ローン等生活関連ローン）			
全額	変動・固定		無料
一部	変動・固定	繰上返済額は10万円以上	5,500円
※一部繰上返済はJAネットバンクからお申込みいただけます（一部対象外あり）。なおJAネットバンクを利用される場合の繰上返済手数料は無料、繰上返済1回あたり最低返済額は10,000円とし、約定返済後残高の90%が返済上限額となります。			
貸付金全般			
返済方法変更	（例）特約固定→再度特約固定選択 変動→特約固定選択	5,500円	
条件変更		5,500円	変更契約・延期書等を交わす場合 （保証人変更、期限短縮・延期） ※繰上返済を伴う期間短縮を除く
	金利変更に係るもの	55,000円	
担保物件の差換え・一部抹消		11,000円	当初より稟議された案件は5,500円
各承諾書		11,000円	
極度増額・設定順位の変更		11,000円	
年末残高証明発行	1通	440円	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は無料
カードローン	新規	無料	口座管理手数料
	カード再発行	1,100円	
保証契約に関する情報提供	1通	440円	

為替関係手数料

手数料項目	条件			税込手数料	
送金	普通	自JA本支店		440円	
		他行		660円	
振込	窓口	電信	3万円未満	自JA本支店 他行	無料 550円
			3万円以上	自JA本支店 他行	無料 770円
		文書	3万円未満	自JA本支店 他行	無料 440円
			3万円以上	自JA本支店 他行	無料 660円
		JAアンサーサービス	自JA本支店		無料
			他行		440円
	その他	送金・振込組戻料		1件	660円
		貯蓄貯金スイング手数料・・・・・・・・・・1回につき55円			
	定期スイング手数料・・・・・・・・・・1回につき55円				

ATM手数料（信連）

手数料項目	条件			税込手数料	
振込	自動機	キャッシュカードによる振込（口座振込）	3万円未満	県内JA	無料
				県外JA	165円
			他行	165円	
		3万円以上	県内JA	無料	
			県外JA	330円	
			他行	330円	
	現金による振込（現金振込）	3万円未満	県内JA	無料	
			県外JA	330円	
		3万円以上	他行	440円	
			県内JA	無料	
		県外JA	440円		
		他行	660円		

代金取立手数料

手数料項目	条件		税込手数料
電子交換	即日入金		無料
	即日入金以外		660円
個別取立※			1,100円
その他	不渡手形返却料	1件	880円
	取立手形組戻料	1件	880円
	取立手形店頭呈示	1件	660円
	(但し、取立費用が660円以上の時は実費)		

※電子交換できない手形・小切手など郵送対応が必要となるもの

定時自動送金・集金手数料

手数料項目	条件			税込手数料
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	330円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	550円
別途、振替手数料				55円
定時自動集金				77円

JAネットバンク手数料

利用手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料

振込手数料

手数料項目	条件			税込手数料
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	165円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	330円

法人JAネットバンク

利用手数料

項目	利用料金（税込）	
基本サービス（照会・振込サービス）	月額	1,100円
基本サービス+データ伝送サービス	月額	2,200円
伝送サービス振込手数料	1件	55円

振込手数料

手数料項目	条件		税込手数料	
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	165円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	330円

JAアンサーサービス手数料

利用機器	サービス内容	サービスメニュー	利用料金（税込）			
			契約料金	基本料金	従量料金	
ダイヤルホン	照会	貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会	1 件 あ た り	無料	無料	無料
プッシュホン	通知・照会	貯金残高照会、振込入金（通知・照会）、入出金明細（通知・照会）		無料	無料	無料
	資金移動	振込、振替			1,100円	—
ファクシミリ	通知・照会	貯金残高照会、振込入金（通知・照会）、入出金明細（通知・照会）		無料	1,100円	—
	資金移動	振込、振替			1,100円	—
ホームユース端末機	照会	貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会、取立入金照会		無料	2,200円	—
	資金移動	振込、振替		1,100円	—	
パソコン	照会	貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会、取立入金照会	無料	3,300円	—	
	資金移動	振込、振替		2,200円	—	

複数の機器を利用している場合は、各利用機器の中で最も高い料金を適用します。

両替手数料

金種の合計枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚以上
税込手数料	無料	330円	550円	500枚毎に550円加算

※新券・記念貨への両替は対象外とします。

両替の際、ご持参された紙幣・硬貨もしくは、両替で受け取られる紙幣・硬貨の内、いずれか多い枚数とします。
また、両替金をお届けする場合にも、上記基準の料金体系とします。

両替機手数料

金種の合計枚数	1枚～300枚	301枚～500枚	501枚～1,000枚
税込手数料	200円	300円	400円

※キャッシュカードをお持ちの方は1日1回、100枚まで無料とします。

両替機は、播磨支店・加古川支店・伊保支店に設置しています。

硬貨入出金手数料

硬貨の入出金枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚以上
税込手数料	無料	330円	550円	500枚毎に550円加算

※伝票類が複数枚でも実質的に1回の取扱いにあたる場合は、その合計枚数で手数料をいただきます。

〔共済事業〕

JA共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。
 3Q 訪問・3Q コールを通じて、組合員・利用者にご満足いただけるよう保障提供活動に努めていきます。
 JA共済では、これからも皆様の暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。



「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、皆さまを一生涯サポートします。

組合員・利用者の皆さまをはじめ、地域の皆さまの暮らしのパートナーであり続けるために・・・
 JA共済は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

こんな方に オススメです	共済の種類	社会人 スタート	結婚	お子さまの 誕生	住宅購入	お子さまの 進学	お子さまの 結婚・独立	セカンド ライフ
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代		
ひと	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の 万一保障	終身共済	終身共済				
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障	引受緩和型終身共済	引受緩和型終身共済				
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 万一保障	生存給付特則付 一時払終身共済 (平 28.10)	生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)				
	一定期間、しっかりと万一のときに備えたい方	共済期間が選べる 万一保障	定期生命共済	定期生命共済				
	お手軽な共済掛金でライフステージに応じた万一保障を準備したい方	ライフステージに応じて 備える万一保障	定期生命共済(運減期間設定型) みちびき	定期生命共済(運減期間設定型)みちびき				
	貯蓄しながら、万一のときにも備えたい方	万一保障と 貯蓄	養老生命共済	養老生命共済				
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	充実の 医療保障	医療共済 メディフル	医療共済 メディフル				
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 医療保障	引受緩和型医療共済	引受緩和型医療共済				
	がん到手厚く備えたい方	充実の がんの保障	がん共済	がん共済				
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	就労不能の 保障	生活障害共済 働くわたしの ささエール	生活障害共済 働くわたしのささエール				
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾病の 保障	特定重度疾病共済 身近なリスクに そなエール	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール				
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	一生涯の 認知症保障	認知症共済	認知症共済				
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の 介護保障	介護共済	介護共済				
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 介護保障	一時払介護共済	一時払介護共済				
老後の生活資金の準備を始めたい方	老後の保障	予定利率変動型年金共済 ライフロード	予定利率変動型年金共済 ライフロード					
お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・ お孫さまの保障	こども共済	こども共済					
いえ	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や 家財の保障	建物更生共済 むてきプラス・ My家財プラス	建物更生共済 むてきプラス・My 家財プラス				
くるま	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障	自動車共済 クルマスター	自動車共済 クルマスター				
その他	農業において発生するさまざまな賠償リスクに備えたい方	農業における賠償 リスクを保障	農業者賠償責任共済 ファーマスト	農業者賠償責任共済 ファーマスト				

*他にも「一時払終身共済(平 28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。
 *ご加入いただける年齢は、各共済によって異なります。詳しくはJAまでお問い合わせください。

ひとの保障

万一の保障、医療や介護、年金の保障等で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える



終身共済

一生涯にわたって備えられる万一保障

- Point 1 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

引受緩和型終身共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい万一保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- Point 3 80歳までご加入いただけます。

生存給付特則付

一時払終身共済(平28.10)

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス！
加入のしやすさも魅力です

- Point 1 生存給付金を生前贈与としてご利用いただけます。被共済者が生存されている場合、毎年生存給付金をお支払いします。
- Point 2 死亡共済金を相続対策にご利用いただけます。被共済者に万一のことがあった場合、死亡共済金をお支払いします。
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

定期生命共済

お手頃な共済掛金で
万一保障をしっかり準備

- Point 1 お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

定期生命共済 **みちびき**
(通減期間設定型)

お手頃な共済掛金でライフステージに応じた
必要十分な万一保障をしっかり準備

- Point 1 ライフステージに応じて保障金額を逓減させることで、お手軽な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
- Point 2 逓減開始時期は一定の範囲内で任意に設定可能であり、柔軟な保障設計ができます。
- Point 3 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 4 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障

- Point 1 貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

メディフル

日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障

- Point 1 日帰り入院^{※1}からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
- Point 2 一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
*先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（一定の施設基準があります）。
- Point 3 健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。
*健康祝金支払特別を付加した場合で、契約日以降3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。

※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。
- Point 3 持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- Point 4 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
*先進医療保障ありを選択した場合。

がん共済

「生きる」を応援する充実のがん保障

- Point 1 上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。
*がんに関する責任（保障）の開始は、ご契約日からその日を含めて91日目からとなります。これより前に被共済者が所定の悪性新生物または脳腫瘍と診断確定された場合には、共済金はお支払いいたしません。
*共済掛金の払込免除についてはご契約日から保障いたします。
- Point 2 がんの長期化や再発時にがん治療共済金を受け取れます。
- Point 3 入院1日目から保障し、長期入院も日数無制限で保障しますので、安心です。
- Point 4 ご意向にあわせて、保障内容を選べます。

働くわたしのささエール

病気やケガにより身体に障害が残ったとき収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障

- Point 1 公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
- Point 2 身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。
- Point 3 一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。

そなエール

「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に備えられる幅広い保障

- Point 1 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
- Point 2 4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。
- Point 3 継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。

認知症共済

一生涯にわたって備えられる認知症の保障

- Point 1 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
- Point 2 認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。
- Point 3 簡単な告知でご加入いただけます。

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。
*「共済年金支払特約」の付加により年金方式でお受取りいただくことも可能です。
- Point 3 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。

一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 死亡給付金は相続対策にご活用いただけます。
*2023年1月末現在の法令等に基づきます。

予定利率変動型年金共済

ライフロード[®]

自分で準備する将来の年金保障

- Point 1 毎年（毎月）の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。*1
- Point 2 個人年金保険料控除が受けられます。
*2 *3
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 4 加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。

*1 予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
*2 所定の条件を満たし、税制適格特約付契約の場合。
*3 2023年1月末現在の法令等に基づきます。

こども共済

お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障

- Point 1 学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。
- Point 2 高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。
- Point 3 ご契約者（親族）がもしものとき*1その後の共済掛金はいただきません。*2
- Point 4 お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。*3

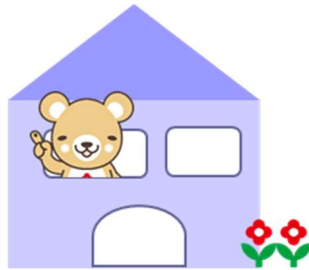
*1 死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態に変わったときをいいます。
*2 共済掛金払込免除不担保特約を付加する場合を除きます。
*3 ご契約者の年齢や健康状態に関わらず契約いただけるプランもございます（共済掛金払込免除不担保特約を付加する場合があります）。



いえの保障

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

- 火災に備える
- 地震などの自然災害に備える
- 災害によるケガ等に備える



むてきプラス 建物更生共済

むてきプラス My家財共済

火災はもちろん地震にも備えられる建物や家財の保障

- Point 1 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。
- Point 2 火災や自然災害によるケガにも備えられます。
- Point 3 保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

くるまの保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

- 相手方への賠償に備える
- 事故によるケガ等に備える
- お車の修理に備える



自動車共済 クルマスター

お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える

- Point 1 **安心の充実保障！**
「クルマスター」は、3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーしますので安心です。
- Point 2 **頼れる各種サービス！**
24時間・365日の事故受付、レッカー・ロードサービスはもちろん、「夜間休日現場急行サービス」など、充実のサービスで安心です。
- Point 3 **お得な掛金割引！**
ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。

その他の保障



コーマスト

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

※共済金のお支払いには所定の条件があります

- 施設賠償
- 生産物賠償
- 保管物賠償
- 生産物回収費用

農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障

- Point 1 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。
- Point 2 農地面積と支払い限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。
- Point 3 自動継続のため、継続手続き不要です。

※この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

〔営農経済事業〕

営農指導事業

営農経済センターには営農渉外係を配置しており、米・野菜・果樹・花卉などの栽培方法についてアドバイスをを行い、生産力の向上に努めています。また、出向く営農指導体制を強化し、販売農家だけでなく地域全体にかかる営農指導体制を構築します。



ぶどう栽培講習会

購買事業

管内の営農経済センター（4センター）を中心に、顧客ニーズに応えるべく、様々な肥料農薬や生産資材等、快適な生活を送るために必要な生活用品を取り扱っています。また、農機センターでは専業農家用の大型農業機械だけでなく、小型農機も数多く取り揃えています。

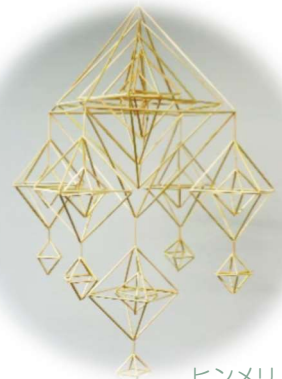


農機展示会

販売事業

JA兵庫南ブランドとしての市場向け出荷や、契約栽培にも積極的に取り組んでいます。消費者に安全・安心をお届けするため、農薬安全使用報告書の提出の徹底、残留農薬自主検査の実施、表示の適正化に努めています。

また、「地産地消」の取り組みとして、ふぁ～みんSHOPを中心に地元農産物（米・野菜・果樹・肉・加工品等）の販売を行っており、地域の消費者に好評をいただいています。



ヒンメリ

利用事業

管内にカントリーエレベーター2か所、ライスセンター1か所を設置し、米麦の共同施設として荷受、乾燥調製、出荷を行っています。また、2か所の育苗センターでは水稻苗の生産を行っています。野菜育苗は、株式会社ふぁ～みんサポート東はりまに作業を委託し、キャベツ・ブロッコリー・レタスなどの育苗を行い、農家の作業時間や労働力の軽減を図っています。

加工事業

地産地消を広げるため、地元産大麦を使った新しい商品「米粒麦」や「大麦粉」の取り扱いやペットボトル麦茶「ふぁ～みん麦茶」、焼酎「六条の雫」をはじめ米粉製品もふぁ～みんSHOPにて販売しています。また、にじいろふぁ～みんでは、地元農産物を使った総菜や管内産大豆を使用した豆腐やあげを製造販売しています。



〔生活指導事業〕

支店・事業所にふれあい担当職員を配置し、「支店ふれあい委員」と連携して活動を展開し組合員・地域住民との交流を図っています。

女性会活動では加工グループの育成や目的別グループに重点をおいた活動を推し進め活性化に努めています。

また、JA兵庫南SDGs取組宣言を発信し、JAの総合事業の展開や地域活動を通じ、SDGsの達成に努めています。



女性会 味噌づくり

〔高齢者福祉事業〕

高齢者福祉事業

JA高齢者生活支援事業は、虚弱・要介護状態となった高齢者だけでなく、自立高齢者についても支援の対象者とし、高齢者が住居している地域で、安心して暮らすことができるよう、高齢者一人ひとりに対して生活の支援を行います。

・サービス付き高齢者向け住宅

ふぁ～みんの里高砂は、60歳以上の高齢者を対象とした住宅で、介護職員が常駐し安否確認と生活相談サービスを提供しています。定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスと併用することで必要な時にいつでも介護サービスを受けられます。

介護保険事業

高齢者の自立を支援し、生涯現役で快適な生活を過ごせる、地域社会づくりを目指すとともに、家庭介護の負担軽減を図る福祉事業の取り組みをしていきます。



ふぁ～みん介護センター

・通所介護事業（デイサービス）

利用される高齢者が今の生活を長く続けられるように、園芸療法の導入やリハビリやレクリエーション等を通して身体機能の維持向上に努め、自立を支援いたします。

また、地元のお米を使った安心・安全な食事の提供など、JAらしさを活かした福祉事業の展開を進めています。

・訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

高齢者の皆様が安心して在宅生活を過ごす事が出来るように、一人ひとりに必要な介護サービスを経験豊かな専門スタッフが心をこめてお世話をさせていただきます。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

介護度1～5の要介護認定を受けられた方を対象に、地域の高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らすために定期巡回と随時の訪問行い、支援いたします。

・居宅介護支援事業

介護に関することでわからないときや困ったときに、いつでも相談することができるケアマネジャー（介護支援専門員）がいる事業所です。

・特定施設入居者生活介護事業

ふぁ～みんの里明石は、介護度が重い方も生涯安心してお住まいいただける介護付き有料老人ホームです。入浴に必要な消耗品や、タオル・ペーパー類からオムツ、リネン関係まで全てホームが用意しています。日常的な買い足しや在庫管理が不要となり入居者・家族も安心です。

〔食農支援活動〕

食と農に対する理解を深めるため、平成22年度よりふぁ～みん食農教育支援金制度を創設し、田植、収穫、料理、ふれあい交流など地域の食農イベントを支援しています。この財源には、ふぁ～みんSHOPのエコバッグ持参運動による費用削減やレジ袋有料化代金を充てています。



ちゃぐりんスクール
さつまいも掘り

〔広報活動〕

組合員向けの月刊誌「ふぁ～みん」、地域住民向けのコミュニティ誌「ぷちふぁ～みん」「支店・事業所だより」の発行やJA兵庫南のホームページ「eふぁ～みん」で情報発信をしています。

また、ラジオ関西の番組「谷五郎のこんにちはふぁ～みん」（毎週金曜日13:00～13:25）に生産者・青壮年部の方々に出演していただき、JA兵庫南管内の農産物のPRを行っています。

また、支店・事業所毎にふれあいイベントを開催し、組合員・地域利用者との交流を深めJAファンづくりに努めています。

(2) JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。さらに、当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

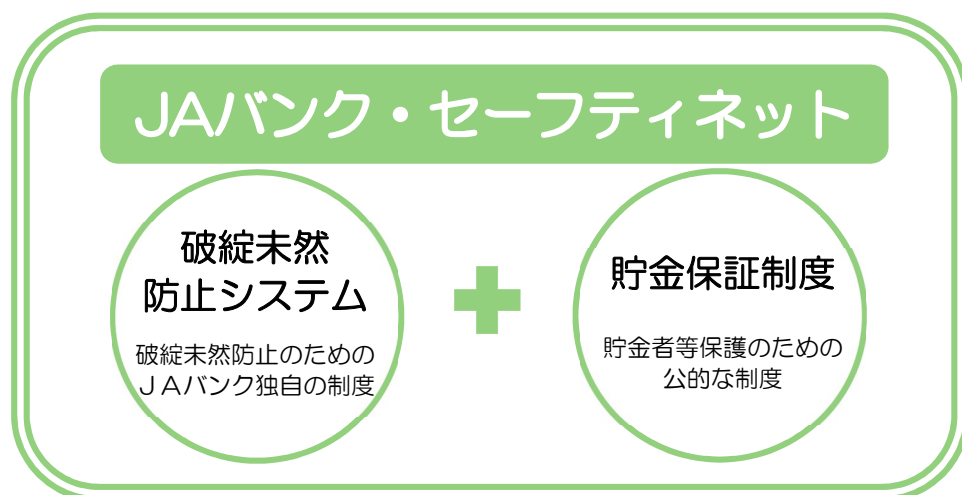
◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっております。

◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。





[JAの概況]

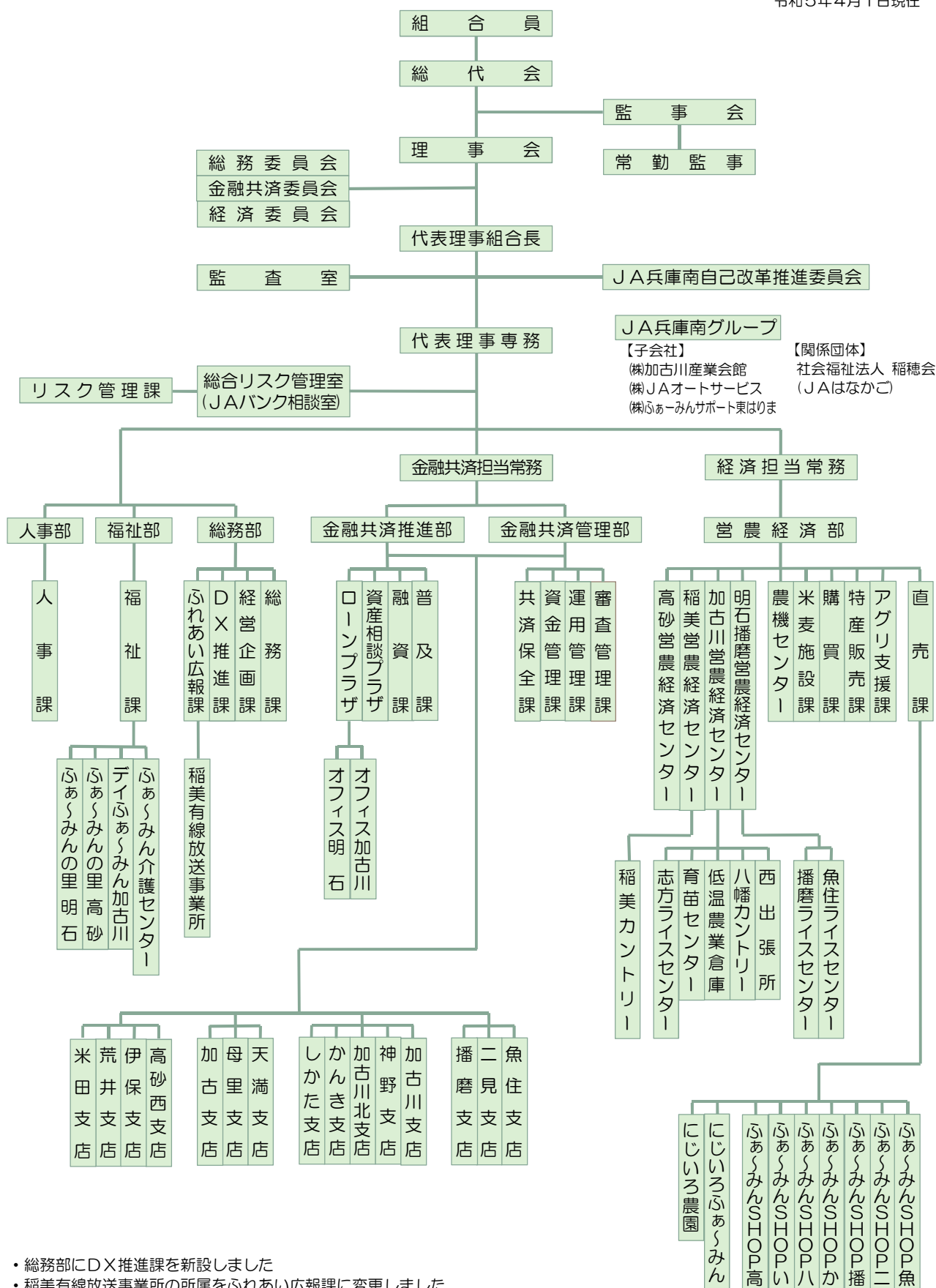
1. 沿革・歩み

1999年	4月	兵庫南農業協同組合発足 「しかた支店」オープン
	5月	「魚住ファーマーズ・マーケット」オープン
	7月	臨時総代会、総代研修会 「平荘ファーマーズ」オープン
	9月	「稲美カントリーエレベーター」竣工
	12月	「播磨ファーマーズ」オープン
2000年	1月	「農機センター」竣工
	3月	「JAグリーンかがわ」改装オープン
	4月	社会福祉法人稲穂会「デイサービスセンターJAはなかご」オープン 「高砂経済センター」「高砂ファーマーズ」「伊保支店」オープン
	5月	「八幡カントリーエレベーター」竣工
	6月	「志方給油所」竣工 第1回通常総代会
	9月	中島出張所を伊保支店に統合
2001年	2月	インターネットホームページ「eいあ〜みん」開設
	3月	「稲美集出荷場・資材倉庫」、「加古川集出荷場・加工施設」竣工
	5月	全国JAバンクシステム「JASTEM」移行
	6月	第2回通常総代会
	9月	「二見支店」オープン、「魚住ライスセンター」竣工
	12月	「いあ〜みんSHOP二見」オープン 「旅行センター」、「不動産情報センター加古川店」移転オープン
2002年	1月	「低温農業倉庫」竣工
	3月	「ケアセンターはりま」オープン
	4月	「北浜出張所」オープン
	6月	「志方集出荷加工施設」竣工 第3回通常総代会
	10月	「いあ〜みんSHOP日岡」オープン
	11月	臨時総代会
2003年	6月	「JAやすらぎ会館加古川」オープン 第4回通常総代会
	11月	第1回加古川和牛枝肉共励会
	12月	「いあ〜みんSHOPいなみ」オープン
2004年	4月	4出張所（魚住南・本荘・土山・高砂）を各支店に統合 (株)JAオートサービス営業開始、加古セルフSS竣工
	5月	「荒井支店」オープン
	6月	第5回通常総代会
	9月	「明石播磨資材店舗」オープン
	10月	加古川支店移転、お客様相談室開設
2005年	1月	臨時総代会
	3月	「稲美資材店舗」リニューアルオープン
	4月	日岡支店を加古川支店に統合
	6月	第6回通常総代会
	7月	「加古川資材店舗」オープン
	12月	「いあ〜みんSHOP八幡」オープン 「JAやすらぎ会館東加古川」オープン
2006年	2月	「JAやすらぎ会館高砂」オープン
	4月	「ローンプラザ加古川」オープン 加古川北支店を新築し、上荘支店・八幡支店を統合

2006年	4月	中筋出張所を阿弥陀支店に、北浜出張所を曽根支店に統合
	6月	「ローンプラザ明石」オープン 第7回通常総代会
	9月	「JAオートサービス加古川SS」改装オープン
	10月	「高砂集出荷加工施設」オープン
	12月	「八幡加工施設」オープン
2007年	6月	「デイふぁ〜みんな加古川」オープン 第8回通常総代会
	7月	「(株)ふぁ〜みんなサポート東はりま」発足
	9月	「JAオートサービス天満SS」改装オープン
2008年	4月	「高砂西支店」新築オープン（曽根支店・阿弥陀支店統合）
	6月	第9回通常総代会
	7月	「魚住支店」新築オープン
	11月	「ふぁ〜みんなSHOPかんき」改修オープン
	12月	「米田支店」改修オープン
2009年	3月	平荘支店を加古川北支店に統合 「(株)ふぁ〜みんなサポート東はりま」移転
	5月	「平荘ふれあいプラザ」オープン
	6月	第10回通常総代会
2010年	3月	「加古川支店」改修オープン
	6月	第11回通常総代会
2011年	2月	「神野支店」新築オープン
	4月	「母里支店」新築オープン
	6月	第12回通常総代会
2012年	6月	第13回通常総代会
2013年	4月	「荒井支店」改修オープン
	6月	第14回通常総代会
	9月	「ふぁ〜みんなの里高砂」オープン
2014年	6月	第15回通常総代会
2015年	3月	「加古支店」オープン
	6月	「ふぁ〜みんなの里明石」オープン 第16回通常総代会
	11月	「にじいろふぁ〜みんな直売所」オープン
	12月	「にじいろレストラン」オープン
2016年	4月	「にじいろ農園」オープン
	6月	第17回通常総代会
	8月	加古川支店移転オープン
2017年	3月	「JAオートサービスかんきSS」オープン
	6月	第18回通常総代会
2018年	6月	第19回通常総代会
2019年	6月	第20回通常総代会
	8月	臨時総代会
	11月	合併20周年記念式典
	12月	新本店移転オープン
2020年	6月	第21回通常総代会
2021年	6月	第22回通常総代会
	10月	「ふぁ〜みんな介護センター」オープン
	11月	「石材センター」移転オープン
2022年	2月	「播磨支店」改装オープン
	5月	「JAトータルサポートセンター」オープン
	6月	第23回通常総代会

2. 機構図

令和5年4月1日現在



- ・ 総務部にDX推進課を新設しました
- ・ 稲美有線放送事業所の所属をふれあい広報課に変更しました
- ・ 金融部・共済部を再編し、金融共済推進部と金融共済管理部を創設しました
金融共済推進部に普及課(推進企画課・普及課を統合)、融資課、資産相談プラザ、ローンプラザ
金融共済管理部に審査管理課(総合リスク管理室より移管)、運用管理課、資金管理課、共済保全課
- ・ 高砂ブロック基幹支店を伊保支店から高砂西支店に変更しました

3. 組合員数

(単位：名、法人)

資格区分		令和3年度末	当期増加	当期減少	令和4年度末	増減	
正組合員	個人	14,030	437	521	13,946	△84	
	法人	農事組合法人	18	0	0	18	0
		その他法人	18	1	1	18	0
准組合員	個人	48,372	1,875	1,283	48,964	592	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	
	農事組合法人	0	0	0	0	0	
	その他の団体	106	2	1	107	1	
合計		62,544	2,315	1,806	63,053	509	

(備考) 当年度末正組合員戸数 10,788戸 当年度末准組合員戸数 41,774戸
 ※当期減少に整理組合員 88名〔(正)10名、(准)78名〕が含まれています。

4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
明石・播磨エリア		稲美エリア	
魚住地区キャベツ部会	32	天満苺生産組合	3
魚住地区ブロックリー部会	15	稲美キャベツ部会	39
魚住地区ブルーベリー部会	4	メロン部会	12
明石播磨地区スイートコーン部会	19	稲美スイートコーン部会	19
清水いちご部会	5	稲美ブロックリー部会	14
ふぁ～みんSHOP魚住運営協議会	145	いなみ朝市実行委員会	35
ふぁ～みんSHOP二見運営協議会	38	ふぁ～みんSHOPいなみ運営協議会	404
ふぁ～みんSHOP播磨運営協議会	54	土づくり協議会	3
明石播磨ブロックオペレーター部会	4	機械化銀行	6
加古川エリア		高砂エリア	
平荘町果樹出荷組合	4	J A兵庫南じゃがいも部会	10
志方いちじく部会	4	J A兵庫南枝豆生産グループ	10
上荘肉牛部会	4	ふぁ～みんSHOP高砂運営協議会	91
ふぁ～みんSHOPかんき運営協議会	210	再委託者部会	4
ふぁ～みんSHOP八幡運営協議会	177	全地域	
カントリーオペレーター部会	8	青壮年部	27
		女性会	1313

(その他の組織)

明石・播磨エリア	稲美エリア
営農組合(4組織)	稲美町ハウス園芸組合
加古川エリア	兵庫県ハウストマト研究会 稲美支部
農事組合法人 加古川種子生産組合	農事組合法人 あぐり六分一
(株)八幡営農	農事組合法人 蛸草営農組合
農事組合法人 志方東営農組合	農事組合法人 野寺営農
(株)ファームかんの	(株)中新田営農組合
農事組合法人 みやまえ営農	(株)マザービレッジファーマーズ
営農組合(7組織)	一般社団法人 十七丁営農組合
高砂エリア	農事組合法人 ファーム稲加見谷営農
営農組合(1組織)	農事組合法人 ファーム草谷
	農事組合法人 七軒屋営農組合
	農事組合法人 上野谷営農組合
	一般社団法人 出新田営農組合
	農事組合法人 五軒屋営農組合
	農事組合法人 岡西営農組合
	農事組合法人 岡東営農組合
	営農組合(21組織)

5. 地区一覧

明石市	魚住支店、二見支店
加古川市	本店、加古川支店、神野支店、かんき支店、加古川北支店、しかた支店
高砂市	伊保支店、荒井支店、高砂西支店、米田支店
稲美町	天満支店、母里支店、加古支店
播磨町	播磨支店

6. 役員構成（役員一覧）

役員

（令和5年3月31日現在）

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	中村 良祐	理 事	大西 久介	理 事	庄司 茂
代表理事専務	野村 隆幸	理 事	田中 幸和	理 事	中村 光博
常務理事	青木 計樹	理 事	丸山 良作	理 事	植田 雅代
常務理事	大西 秀人	理 事	貴傳名 得博	理 事	佐野 裕美
理 事	増田 謙	理 事	前田 恵一	代表監事	福壽 実
理 事	田中 真洋	理 事	本岡 康幸	常勤監事	上田 正人
理 事	荻野 俊明	理 事	大西 正彦	監 事	稲岡 幸作
理 事	松本 嘉太郎	理 事	山本 義信	監 事	藤原 修実
理 事	大路 茂義	理 事	小山 清明	監 事	北原 豊茂
理 事	岸本 昇一	理 事	中森 均	員外監事	橋本 敏彦
理 事	荻内 智	理 事	松本 宏		
理 事	本岡 壯一	理 事	北野 益生		

1. 農協法第30条第12項の理事構成の要件を満たしています。なお、当組合は、理事構成の要件として「理事の定数の過半数を、認定農業者・認定農業者に準ずる者・実践的能力者で構成（施行規則第76条の2第1項第2号）」を選択しています。
2. 当組合は、保険会社との間で、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に規定する保険契約）を締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

7. 職員数

職員数

（単位：名）

区 分	令和3年度 期 末	増加	減少	令和4年度 期 末		
				男	女	計
正職員	378	0	22	225	131	356
福祉正職員	49	7	3	16	37	53
臨時・嘱託	200	39	38	41	160	201
パート	110	18	25	2	101	103
合 計	737	64	88	284	429	713

（注） 当期末職員数には期末退職者は含みません。

8. 事務所の名称及び所在地

本店・支店

(令和5年3月現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	ATM台数
本店	加古川市加古川町寺家町621	079-424-8001	1台
魚住支店	明石市魚住町清水143	078-947-2323	2台
二見支店	明石市二見町東二見210-1	078-942-1924	2台
播磨支店	加古郡播磨町南野添3丁目6-6	079-435-1591	2台
加古川支店	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-422-3401	2台
神野支店	加古川市神野町神野688-4	079-438-0511	1台
かんき支店	加古川市東神吉町神吉1012-1	079-434-2200	2台
加古川北支店	加古川市上荘町都染667	079-428-2153	1台
しかた支店	加古川市志方町志方町1525-1	079-452-0072	1台
天満支店	加古郡稲美町国岡3丁目24-1	079-492-0048	2台
母里支店	加古郡稲美町野寺85-1	079-495-0020	1台
加古支店	加古郡稲美町加古4767	079-492-1121	1台
伊保支店	高砂市伊保1丁目4-1	079-447-0824	2台
荒井支店	高砂市荒井町小松原3丁目16-12	079-443-3355	1台
高砂西支店	高砂市中筋4丁目4-15	079-448-0001	2台
米田支店	高砂市米田町米田3	079-432-3728	1台

店舗外CD・ATM設置場所

名称	所在地	備考
J Aビル特別出張所	加古川市加古川町寺家町621	1台
魚住南特別出張所	明石市魚住町西岡1311-1 (プチマルシェ駐車場内)	1台
本荘特別出張所	加古郡播磨町本荘2丁目5-26	1台
土山特別出張所	加古郡播磨町北野添2丁目2-10	1台
加古川市役所特別出張所	加古川市加古川町北在家2000	1台
加古川南部特別出張所	加古川市加古川町稲屋4-4	1台
日岡特別出張所	加古川市加古川町中津548-1	1台
フーディーズ神野特別出張所	加古川市新神野5丁目5-1	1台
平荘特別出張所	加古川市平荘町神木44	1台
ふぁ～みんSHOP八幡特別出張所	加古川市八幡町船町20	1台
志方東特別出張所	加古川市志方町細工所118-2	1台
志方西特別出張所	加古川市志方町原610-3	1台
稲美町役場特別出張所	加古郡稲美町国岡1丁目1	1台
フーディーズいなみ特別出張所	加古郡稲美町国岡3丁目24-5	1台
にじいろふぁ～みん特別出張所	加古郡稲美町六分一1179-224	1台
中島特別出張所	高砂市緑丘1丁目8-48 (モリス駐車場内)	1台
高砂駅前特別出張所	高砂市高砂町浜田町2丁目313-3	1台
曾根特別出張所	高砂市曾根町2243-1	1台
北浜特別出張所	高砂市北浜町北脇44-1	1台
阿弥陀特別出張所	高砂市阿弥陀町阿弥陀1146	1台
中筋特別出張所	高砂市中筋2丁目8-935	1台
宝殿特別出張所	加古川市米田町平津441-6	1台

その他事業所

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
ふぁ～みんの里明石	明石市二見町東二見251-1	078-942-0555	
デイふぁ～みん加古川	加古川市西神吉町大国554-1	079-433-3550	
ふぁ～みんの里高砂	高砂市阿弥陀町北池102	079-447-0510	
ふぁ～みん介護センター	高砂市阿弥陀町阿弥陀1146	079-447-0660	
資産相談プラザ	明石市魚住町西岡500-2	078-948-3715	
ローンプラザ オフィス加古川	加古川市加古川町北在家2695	079-451-1200	
ローンプラザ オフィス明石	明石市魚住町西岡500-2	078-948-3711	
営農総合支援センター（経済本店）	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5780	
明石播磨営農経済センター	明石市魚住町西岡500-12	078-948-5380	
加古川営農経済センター	加古川市八幡町船町16	079-438-3930	
加古川営農経済センター西出張所	加古川市志方町志方町1525-1	079-452-2012	
志方集出荷加工場	加古川市志方町横大路513-1		
稲美営農経済センター （ふぁ～みんグリーン）	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5135	
高砂営農経済センター	高砂市松陽2丁目72-1	079-447-0881	
高砂集出荷場・加工施設	高砂市松陽2丁目72-1	079-447-0881	
農機センター	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5530	
八幡カントリーエレベーター	加古川市八幡町下村1299	079-438-5061	
稲美カントリーエレベーター	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5210	
魚住ライスセンター	明石市魚住町金ヶ崎780-1		
播磨ライスセンター	加古川市平岡町中野487		
志方ライスセンター	加古川市志方町高畑961-24	079-452-4672	
低温農業倉庫	加古川市八幡町船町22	079-438-2223	
育苗センター	加古川市八幡町船町22	079-438-5061	
直売課	加古郡稲美町六分一1179-224	079-495-5330	
ふぁ～みんSHOP魚住	明石市魚住町錦が丘4丁目11-5	078-947-1515	
ふぁ～みんSHOP二見	明石市二見町東二見210-1	078-942-1927	
ふぁ～みんSHOP播磨	加古郡播磨町南野添3丁目6-6	079-437-3835	
ふぁ～みんSHOP八幡	加古川市八幡町船町20	079-438-9595	
ふぁ～みんSHOPかんき	加古川市東神吉町神吉1012-1	079-434-2201	
ふぁ～みんSHOPいなみ	加古郡稲美町国岡3丁目21-3	079-497-0222	
ふぁ～みんSHOP高砂	高砂市伊保1丁目4-1	079-447-8877	
にじいろふぁ～みん	加古郡稲美町六分一1179-224	079-495-7716	
にじいろ農園	加古郡稲美町岡605-3		
有線放送事業所	加古郡稲美町国岡1丁目180	079-492-2188	

子会社等の施設の状況

(株)加古川産業会館

名 称	所 在 地	電話番号
本社（総務部）	加古川市加古川町寺家町621	079-423-6555
不動産部 資産管理課	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1386
不動産情報センター加古川店	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1387
不動産情報センター明石店	明石市魚住町西岡500-2	078-947-2324
葬祭部		
JAやすらぎ会館 加古川	加古川市加古川町寺家町207-1	079-424-0038
JAやすらぎ会館 東加古川	加古川市平岡町高畑822-8	079-456-1138
JAやすらぎ会館 高砂	高砂市高砂町朝日町3丁目2-4	079-444-4438
石材センター	加古川市平岡町高畑297-12	079-497-7610
旅行部		
旅行センター	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1510

(株)JAオートサービス

本社	加古郡稲美町国岡1414-1	079-497-0233
JAカーパレット	加古郡稲美町国岡1414-1	079-492-0455
加古川給油所	加古川市加古川町河原354-1	079-424-1365
天満給油所	加古郡稲美町国岡1丁目173	079-492-0015
加古給油所	加古郡稲美町加古2335	079-492-0160
かんき給油所	加古川市東神吉町神吉1015-1	079-433-8003

(株)ふぁーみんサポート東はりま

本社（事務所）	加古川市平荘町神木44	079-428-0450
パイプハウス	加古川市上荘町薬栗121-1、121-2	

関係団体

社会福祉法人 稲穂会

デイサービスセンターJAはなかご	加古郡稲美町加古2335-3	079-496-5557
リハビリ型デイサービスセンター JAはなかごてんま	加古郡稲美町国岡519	079-497-5357

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当する項目はありません。



[経営資料]

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	681,161	684,535
(1) 現金	1,764	1,619
(2) 預金	486,874	494,402
系統預金	486,699	494,291
系統外預金	174	110
(3) 有価証券	11,064	10,163
国債	1,770	1,886
地方債	4,370	4,978
政府保証債	975	1,017
特殊法人債	1,713	1,614
社債	2,235	667
(4) 貸出金	178,798	175,904
(5) その他の信用事業資産	3,204	3,323
未収収益	98	99
その他の資産	3,105	3,223
(6) 貸倒引当金	△543	△877
2 共済事業資産	15	26
(1) 共済貸付金	0	0
(2) その他の共済事業資産	15	25
(3) 貸倒引当金	－	△0
3 経済事業資産	1,537	1,365
(1) 経済事業未収金	453	410
(2) 経済受託債権	644	557
(3) 棚卸資産	151	142
購買品	124	119
その他の棚卸資産	27	22
(4) その他の経済事業資産	340	304
(5) 貸倒引当金	△52	△48
4 雑資産	522	583
(1) 雑資産	522	583
(2) 貸倒引当金	△0	△0
5 固定資産	7,246	7,560
(1) 有形固定資産	7,147	7,460
建物	8,221	8,249
機械装置	1,663	1,574
土地	3,008	3,080
建物仮勘定	－	15
その他の有形固定資産	3,114	3,101
減価償却累計額	△8,861	△8,562
(2) 無形固定資産	98	100
6 外部出資	29,631	29,233
(1) 外部出資	29,631	29,233
系統出資	27,670	27,270
系統外出資	982	984
子会社等出資	977	977
7 繰延税金資産	293	213
資産の部 合計	720,409	723,518

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	686,402	689,952
(1) 貯金	683,294	686,193
(2) 借入金	10	14
(3) その他の信用事業負債	3,097	3,744
未払費用	288	354
その他の負債	2,808	3,389
2 共済事業負債	2,211	2,154
(1) 共済資金	1,270	1,267
(2) 未経過共済付加収入	908	853
(3) その他の共済事業負債	33	33
3 経済事業負債	910	919
(1) 経済事業未払金	170	236
(2) 経済受託債務	252	248
(3) その他の経済事業負債	487	433
4 雑負債	704	610
(1) 未払法人税等	261	202
(2) 資産除去債務	1	1
(3) その他の負債	440	406
5 諸引当金	803	807
(1) 賞与引当金	291	290
(2) 退職給付引当金	469	485
(3) 役員退職慰労引当金	42	31
負債の部 合計	691,032	694,444
(純資産の部)		
1 組合員資本	30,095	29,095
(1) 出資金	3,701	3,721
(2) 利益剰余金	26,410	25,390
利益準備金	7,144	6,924
その他利益剰余金	19,265	18,466
特別積立金	9,005	9,005
信用事業基盤強化積立金	4,390	4,170
施設整備積立金	2,503	2,353
固定資産圧縮積立金	332	343
災害等対策積立金	250	150
農業支援積立金	234	220
経営基盤強化積立金	915	785
当期末処分剰余金	1,635	1,439
(うち当期剰余金)	(1,168)	(1,045)
(3) 処分未済持分	△16	△17
2 評価・換算差額等	△718	△21
(1) その他有価証券評価差額金	△718	△21
純資産の部 合計	29,376	29,074
負債及び純資産の部 合計	720,409	723,518

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	〔自：令和4年4月 1日〕 〔至：令和5年3月31日〕	〔自：令和3年4月 1日〕 〔至：令和4年3月31日〕
1 事業総利益	6,659	6,203
事業収益	9,751	9,784
事業費用	3,091	3,581
(1) 信用事業収益	5,167	5,127
資金運用収益	4,803	4,890
(うち預金利息)	(2,655)	(2,703)
(うち有価証券利息)	(99)	(87)
(うち貸出金利息)	(1,463)	(1,481)
(うちその他受入利息)	(585)	(618)
役務取引等収益	119	106
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	245	129
(2) 信用事業費用	1,130	1,627
資金調達費用	553	700
(うち貯金利息)	(505)	(633)
(うち給付補填備金繰入)	(33)	(38)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(14)	(28)
役務取引等費用	23	25
その他経常費用	554	901
(うち貸倒引当金戻入益)	(△334)	(△9)
信用事業総利益	4,037	3,499
(3) 共済事業収益	1,482	1,546
共済付加収入	1,381	1,430
その他の収益	101	115
(4) 共済事業費用	56	66
共済推進費	30	41
共済保全費	20	20
その他の費用	5	5
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
共済事業総利益	1,426	1,479
(5) 購買事業収益	1,039	991
購買品供給高	973	929
購買手数料	23	25
修理サービス料	37	31
その他の収益	5	4
(6) 購買事業費用	871	815
購買品供給原価	819	772
購買品供給費	35	38
修理サービス費	2	3
その他の費用	14	1
(うち貸倒引当金繰入額)	(4)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△5)
購買事業総利益	168	175
(7) 販売事業収益	960	1,000
販売品販売高	640	689
販売手数料	282	276
その他の収益	37	35
(8) 販売事業費用	595	628
販売品販売原価	512	550
販売費	39	48
その他の費用	43	28
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
販売事業総利益	364	372
(9) 保管事業収益	9	9
(10) 保管事業費用	0	0
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
保管事業総利益	9	9

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自：令和4年4月 1日 至：令和5年3月31日)	(自：令和3年4月 1日 至：令和4年3月31日)
(11) 加工事業収益	64	63
(12) 加工事業費用	37	38
加工事業総利益	26	24
(13) 利用事業収益	380	367
(14) 利用事業費用	202	207
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
利用事業総利益	178	160
(15) 農業経営事業収益	1	1
(16) 農業経営事業費用	0	0
農業経営事業総利益	0	0
(17) 有線放送事業収益	26	28
(18) 有線放送事業費用	9	8
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△0)
有線放送事業総利益	16	20
(19) 福祉・介護事業収益	616	652
(20) 福祉・介護事業費用	123	130
(うち貸倒引当金戻入益)	(△129)	(△0)
福祉・介護事業総利益	492	521
(21) 指導事業収入	18	12
(22) 指導事業支出	79	73
指導事業収支差額	△61	△61
2 事業管理費	5,339	5,245
(1) 人件費	3,791	3,737
(2) 業務費	291	256
(3) 諸税負担金	283	265
(4) 施設費	959	972
(5) その他事業管理費	13	13
事業利益	1,319	957
3 事業外収益	499	485
(1) 受取雑利息	2	2
(2) 受取出資配当金	354	316
(3) 賃貸料	120	114
(4) 貸倒引当金戻入益	0	0
(5) 信託財産受贈益	—	21
(6) 雑収入	21	30
4 事業外費用	51	61
(1) 支払雑利息	2	2
(2) 寄付金	4	2
(3) 賃貸物件管理費	41	47
(4) 雑損失	4	8
経常利益	1,767	1,381
5 特別利益	100	11
(1) 固定資産処分益	5	0
(2) 一般補助金	95	11
6 特別損失	446	66
(1) 固定資産処分損	107	66
(2) 減損損失	302	0
(3) 営農継続緊急対策費	35	—
税引前当期利益	1,421	1,325
法人税、住民税及び事業税	334	267
法人税等調整額	△80	13
法人税等合計	253	280
当期剰余金	1,168	1,045
当期首繰越剰余金	420	382
固定資産圧縮積立金取崩額	10	11
農業支援積立金取崩額	35	—
当期末処分剰余金	1,635	1,439

3. 注記表

令和4年度注記表	令和3年度注記表												
<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>イ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 <p>②棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の種類</th> <th style="text-align: center;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)</td> <td>総平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)</td> <td>売価還元法に基づく原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>ア 建物(建物附属設備を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii : 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 iii : 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>イ 建物附属設備、構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii : 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 iii : 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>ウ 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii : 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。 <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p>	棚卸資産の種類	評価方法	購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法	<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>イ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 <p>②棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の種類</th> <th style="text-align: center;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)</td> <td>総平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)</td> <td>売価還元法に基づく原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>ア 建物(建物附属設備を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii : 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 iii : 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>イ 建物附属設備、構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii : 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 iii : 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>ウ 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii : 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。 <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p>	棚卸資産の種類	評価方法	購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法												
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法												

令和4年度注記表	令和3年度注記表
<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。</p> <p>ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>（４）収益及び費用の計上基準 【収益認識関連】 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の農産物に係る施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>④福祉・介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>（５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。</p> <p>ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。</p> <p>（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法</p>	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。</p> <p>ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>（４）収益及び費用の計上基準 【収益認識関連】 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>④福祉・介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>（５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。</p> <p>ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。</p> <p>（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法</p>

令和4年度注記表	令和3年度注記表
<p>記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、金額の全くないものは「-」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p>	<p>記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、金額の全くないものは「-」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>2. 会計方針の変更に関する注記 【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 (1) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 (2) 購買事業および販売事業における支払奨励金等の会計処理 購買事業および販売事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用および販売事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。 この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ318百万円減少し、販売事業収益および販売事業費用がそれぞれ6百万円減少しています。 なお、これによる購買事業総利益、販売事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。</p> <p>【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>
<p>2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 424百万円(繰延税金負債との相殺前) ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p>	<p>3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 347百万円(繰延税金負債との相殺前) ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p>

令和4年度注記表

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 302百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

- (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
建物	769
構築物	405
機械装置	501
器具備品	4
無形固定資産	2
合計	1,683

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。

福祉事業に係る債務保証として、定期預金150百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 2,774百万円
- 子会社等に対する金銭債務の総額 802百万円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

- (4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 16百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	444
危険債権	3
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	448

令和3年度注記表

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 249千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

- (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
建物	769
構築物	405
機械装置	502
器具備品	4
無形固定資産	2
合計	1,683

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。

福祉事業に係る債務保証として、定期預金150百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 4,539百万円
- 子会社等に対する金銭債務の総額 728百万円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

- (4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 11百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	462
危険債権	0
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	463

令和4年度注記表

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1)
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 (2)
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 ((1) に掲げるものを除く。) です。
3. 三月以上延滞債権 (3)
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1) 及び (2) に掲げるものを除く。) です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く。) です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	77百万円
うち事業取引高	55百万円
うち事業取引以外の取引高	21百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	138百万円
うち事業取引高	94百万円
うち事業取引以外の取引高	43百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店（ブロック）単位のグルーピングとしています。支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センターについては、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエレベーター（育苗センター含む）、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

なお、福祉介護施設についてはブロックごとの共用資産としていましたが、社会福祉法人 稲穂会に事業移管する方針を決定したことをうけ今後個別の損益管理を行うため、一般資産にグルーピングを変更しています。また、有線放送事業所についてもブロックの共用資産としていましたが、事業廃止を見据え、経営効率化を行うため個別の損益管理を行うこととし、一般資産にグルーピングを変更しています。

これらのグルーピングの変更により、②に記載した施設は帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（302百万円）として計上しています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：百万円)

対象資産	所在地	種類	金額
デイふぁ～みん加古川 (事業用資産)	加古川市 西神吉町大国 554-1	建物	41
		構築物	2
		器具 備品	7
ふぁ～みんの里高砂 (事業用資産)	高砂市阿弥陀 町北池102	土地	55
		建物	178
有線放送事業所 (事業用資産)	加古郡稲美町 国岡1丁目180	土地	15
		建物	2

令和3年度注記表

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1)
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 (2)
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 ((1) に掲げるものを除く。) です。
3. 三月以上延滞債権 (3)
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1) 及び (2) に掲げるものを除く。) です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く。) です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	81百万円
うち事業取引高	61百万円
うち事業取引以外の取引高	20百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	149百万円
うち事業取引高	77百万円
うち事業取引以外の取引高	71百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店（ブロック）単位のグルーピングとしています。支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センター、福祉介護施設、有線放送事業所については、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエレベーター（育苗センター含む）、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

対象資産	所在地	種類	金額
中筋土地 (遊休資産)	高砂市中筋3丁目 776-1	土地	100
旧母里給油所跡地 (遊休資産)	加古郡稲美町蛸草 45-1他	土地	149

令和4年度注記表	令和3年度注記表
<p>③減損損失に至った経緯 福祉介護施設については社会福祉法人 稲穂会に事業移管する方針を決定し、令和6年度を目途に稲穂会へ賃貸する見込みとなっています。固定資産の使用用途の変更に伴い、回収可能価額の低下が予想されることから減損の兆候に該当すると判断しています。各福祉介護施設について今後生じるキャッシュフローを見積もったところ、デイふぁ～みん加古川・ふぁ～みんの里高砂については減損損失の認識に至りました。</p> <p>有線放送事業所については、事業の廃止を見据えており、遊休化する資産の用途が定まっていないことから減損の兆候に該当すると判断し、減損損失の認識に至りました。</p> <p>④回収可能価額の算定方法等 ふぁ～みんの里高砂の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.268%です。 デイふぁ～みん加古川・有線放送事業所の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、土地の時価は固定資産税評価額を合理的に調整して算定しています。</p>	<p>③減損損失に至った経緯 遊休資産については、地価の下落に伴い減損損失を認識しました。</p> <p>④回収可能価額の算定方法等 中筋土地及び旧母里給油所跡地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整したものにに基づき算定しています。</p> <p>【追加情報】 (4)従来、ふぁ～みんSHOPに係る購買品は、購買品供給高及び購買品供給原価（前事業年度：供給高177百万円、受入高137百万円）に計上していましたが、当事業年度より内部管理体制を見直し、より適切な事業別の損益を把握するため、ふぁ～みんSHOPの受託販売品の販売に付随する商品として、販売品販売高及び販売品販売原価に含めて計上しております。 また、ふぁ～みんSHOP直売米については、従来、受託販売品として販売手数料（前事業年度：62百万円）を計上していましたが、受託販売から買取販売に変更したため、当事業年度より販売品販売高及び販売品販売原価を計上しております。</p>
<p>5. 金融商品に関する注記</p> <p><金融商品の状況に関する事項></p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けている他、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。 また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>①信用リスクの管理 当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適</p>	<p>6. 金融商品に関する注記</p> <p><金融商品の状況に関する事項></p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けている他、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。 また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>①信用リスクの管理 当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適</p>

令和4年度注記表

切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が153百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	486,874	486,833	△41
有価証券			
その他有価証券	11,064	11,064	
貸出金	178,798		
貸倒引当金(※)	△542		
貸倒引当金控除後	178,255	179,810	1,554
資産計	676,195	677,708	1,513
貯金	683,294	683,557	263
負債計	683,294	683,557	263

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない

令和3年度注記表

切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が166百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	494,402	494,412	9
有価証券			
その他有価証券	10,163	10,163	
貸出金	175,904		
貸倒引当金(※)	△877		
貸倒引当金控除後	175,026	177,443	2,416
資産計	679,592	682,018	2,426
貯金	686,193	686,667	474
負債計	686,193	686,667	474

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない

令和4年度注記表

限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※) 29,631百万円

(※)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	486,874	—	—	—	—	—
有価証券	400	200	6	8	408	10,778
その他有価証券のうち満期があるもの	400	200	6	8	408	10,778
貸出金(※1, 2, 3)	8,885	9,121	7,747	7,391	7,195	138,051
合計	496,160	9,321	7,753	7,399	7,603	148,829

(※1) 貸出金のうち、当座貸越478百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等367百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件37百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	652,178	17,078	11,814	932	605	685

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

令和3年度注記表

限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※) 29,233百万円

(※)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	494,402	—	—	—	—	—
有価証券	500	400	200	6	8	9,086
その他有価証券のうち満期があるもの	500	400	200	6	8	9,086
貸出金(※1, 2, 3)	10,847	7,927	7,977	7,300	6,939	134,493
合計	505,749	8,327	8,177	7,306	6,947	143,579

(※1) 貸出金のうち、当座貸越1,124百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等386百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件30百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	647,244	19,923	15,658	1,867	620	878

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

令和4年度注記表

(単位：百万円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	597	648
	地方債	1,600	1,690
	政府保証債	698	723
	特殊法人債	900	938
	社債	200	205
	小計	3,996	4,206
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,292	1,121
	地方債	3,097	2,680
	政府保証債	300	251
	特殊法人債	899	774
	社債	2,197	2,029
	小計	7,786	6,857
合計	11,783	11,064	△718

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,683
② 勤務費用	139
③ 利息費用	16
④ 数理計算上の差異の発生額	△38
⑤ 退職給付の支払額	△61
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,739

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,187
② 期待運用収益	63
③ 数理計算上の差異の発生額	△45
④ 年金資産への支払額	109
⑤ 退職給付の支払額	△61
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,253

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,739
② 年金資産	△3,253
③ 未積立退職給付債務(①+②)	485
④ 未認識数理計算上の差異	△15
⑤ 貸借対照表計上額純額(③+④)	469
退職給付引当金	469

令和3年度注記表

(単位：百万円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	789	863
	地方債	2,100	2,247
	政府保証債	698	740
	特殊法人債	1,000	1,066
	小計	4,588	4,918
	貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,099
地方債		2,897	2,731
政府保証債		300	276
特殊法人債		599	547
社債		699	667
小計		5,596	5,245
合計	10,184	10,163	△21

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,648
② 勤務費用	144
③ 利息費用	16
④ 数理計算上の差異の発生額	51
⑤ 退職給付の支払額	△177
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,683

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,169
② 期待運用収益	63
③ 数理計算上の差異の発生額	18
④ 年金資産への支払額	113
⑤ 退職給付の支払額	△177
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,187

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,683
② 年金資産	△3,187
③ 未積立退職給付債務(①+②)	496
④ 未認識数理計算上の差異	△10
⑤ 貸借対照表計上額純額(③+④)	485
退職給付引当金	485

令和4年度注記表

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	139
② 利息費用	16
③ 期待運用収益	△63
④ 数理計算上の差異の費用処理額	2
小計 (①+②+③+④)	94
⑤ 臨時に支払った割増退職金	13
合計 (①+②+③+④+⑤)	107

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,430
② 債券	1,079
③ 株式	695
④ その他	47
合計 (①+②+③+④)	3,253

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	0.44%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金41百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は371百万円となっています。

令和3年度注記表

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	144
② 利息費用	16
③ 期待運用収益	△63
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△5
小計 (①+②+③+④)	91
⑤ 臨時に支払った割増退職金	1
⑥ 出向負担金受入	△0
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	93

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,401
② 債券	1,038
③ 株式	698
④ その他	48
合計 (①+②+③+④)	3,187

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	0.44%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金42百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は435百万円となっています。

令和4年度注記表

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	17
	賞与引当金	81
	退職給付引当金	130
	貸付未収利息未計上額	29
	役員退職慰労引当金	11
	減損損失	136
	固定資産評価損	11
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	18
	子会社株式	20
	期末賞与	39
	未払費用	4
	未払事業税	21
	出資金雑益編入	5
	貯金雑益編入	2
	その他有価証券評価差額金	200
	その他	2
小計	734	
評価性引当額	△310	
合計	424	
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△128
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△0
	合計	△130
繰延税金資産の純額		293

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項目		当期末
法定実効税率		27.89
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.48
	事業分量配当金	△2.32
	住民税等均等割	0.64
	評価性引当額の増減	△4.93
	税額控除	△0.37
	その他	△0.03
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和3年度注記表

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	107
	賞与引当金	80
	退職給付引当金	135
	貸付未収利息未計上額	29
	役員退職慰労引当金	8
	減損損失	53
	固定資産評価損	11
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	17
	子会社株式	20
	期末賞与	31
	未払費用	4
	未払事業税	17
	出資金雑益編入	5
	貯金雑益編入	2
	その他有価証券評価差額金	5
	その他	1
小計	533	
評価性引当額	△185	
合計	347	
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△132
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△0
	合計	△134
繰延税金資産の純額		213

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項目		当期末
法定実効税率		27.89
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.32
	事業分量配当金	△1.60
	住民税等均等割	0.68
	評価性引当額の増減	△2.34
	税額控除	△0.35
	その他	△0.01
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	1,635	1,439
2 任意積立金取崩額	26	—
計	1661	1,439
3 剰余金処分量	1,241	1,018
(1) 利益準備金	250	220
(2) 任意積立金	800	650
(うち信用事業基盤強化積立金)	(270)	(220)
(うち施設整備積立金)	(150)	(150)
(うち災害等対策積立金)	(150)	(100)
(うち農業支援積立金)	(100)	(50)
(うち経営基盤強化積立金)	(130)	(130)
(3) 出資配当金	72	72
(4) 事業分量配当金	118	75
4 次期繰越剰余金	420	420

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

普通出資に対する配当の割合 令和4年度 2.0% 令和3年度 2.0%

2. 事業分量配当金（利用高配当）の基準は、次のとおりです。

	令和4年度	令和3年度
① 貯金年間平均残高 10万円につき	15円 (令和5年3月基準)	15円 (令和4年3月基準)
② 貸出金実収利息 10万円につき	100円 (令和5年3月基準)	100円 (令和4年3月基準)
③ 長期共済保有ポイント 1ポイントにつき*	1円 (令和5年2月基準)	—
④ 出荷米1袋 (30kg)につき	50円 (令和5年3月基準)	50円 (令和4年3月基準)
⑤ 青果（FS・市場） 出荷額1万円につき	50円 (令和5年3月基準)	50円 (令和4年3月基準)
⑥ 購買品供給高（未収 供給高）1万円につき	50円 (令和5年3月基準)	50円 (令和4年3月基準)
⑦ 肥料・農薬供給高（特別 配当）20円につき	1円 (令和5年3月基準)	—

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額60百万円が含まれています。

令和4年度 60百万円 令和3年度 60百万円

4. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等は次頁のとおりです。

目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等

(単位：百万円)

種 類	信用事業基盤強化積立金	施設整備積立金	固定資産圧縮積立金
積立目的	この積立金は、金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てるものとする。	この積立金は、固定資産投資計画に基づき、施設の修理・取得にあたりその必要資金を積み立てるものとする。	この積立金は、租税特別措置法の規定に基づく買い換え資産の圧縮額を、積み立てるものとする。
積立目標額	期末貯金総額の1,000分の7以上を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	減価償却資産の期末取得額の100分の20以上を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立額（減価償却資産の期末取得額の100分の1相当額）を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	圧縮額を積み立てるものとする。ただし、繰延税金負債控除後の金額とする。
取崩基準	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の50%相当額を取り崩すことができる。	当該施設の取得日の属する決算期に当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩すものとする。	減価償却資産の法定耐用年数、除却等により、所要額を取り崩すものとする。
当期末残高	4,390	2,503	332
今回積立額	270	150	—
今回取崩額	—	—	—
積立累計額	4,660	2,653	332

種 類	災害等対策積立金	農業支援積立金	経営基盤強化積立金
積立目的	JA及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害の発生および感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てるものとする。	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備え、地域農業の継続に必要な資金を積み立てるものとする。	この積立金は、大規模な臨時支出等に備え、経営基盤の強化を図るために積み立てるものとする。
積立目標額	期末貯金総額の1,000分の2以上を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	期末販売品販売高の100分の10以上を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	社会情勢の変化等により、組織・事業の大幅な変更等が生じた場合、あるいは新たな会計基準の採用等に備えるため期末事業管理費の100分の20を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。
取崩基準	政令により激甚災害の指定を受けるなど重大な事態が発生した場合に、JA及び地域の復興のために支出した負担額を取り崩すものとする。	行政庁、JAグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に、農業支援にかかる負担額を取り崩すものとする。	大規模な臨時支出等により、剰余金が前年度に比べ大幅に減少し、事業の基盤に重大な影響が発生した場合に相当額を取り崩すものとする。
当期末残高	250	234	915
今回積立額	150	100	130
今回取崩額	—	26	—
積立累計額	400	308	1,045

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月31日
兵庫南農業協同組合
代表理事組合長 中村 良祐

6. 部門別損益計算書

(令和4年度)

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,767	5,167	1,482	2,455	658	3	
事業費用②	3,108	1,130	56	1,708	182	29	
事業総利益③ (①-②)	6,659	4,037	1,426	746	475	△26	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤)	5,339 (404)	1,863 (87)	1,242 (57)	1,204 (180)	800 (71)	228 (6)	
うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦)		445 (40)	221 (20)	317 (28)	158 (14)	24 (2)	△1,166 (△105)
事業利益⑧ (③-④)	1,319	2,173	183	△457	△325	△255	
事業外収益⑨	499	189	94	137	67	10	
うち共通分⑩		189	94	134	67	10	△496
事業外費用⑪	51	17	8	14	9	0	
うち共通分⑫		17	8	12	6	0	△45
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,767	2,345	269	△335	△266	△246	
特別利益⑭	100	38	19	27	13	2	
うち共通分⑮		38	19	27	13	2	△100
特別損失⑯	446	170	84	121	60	9	
うち共通分⑰		170	84	121	60	9	△446
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,421	2,214	203	△428	△313	△253	
営農指導事業分配賦額⑲		98	49	70	35	△253	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	1,421	2,115	154	△499	△348		

※ ①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直接賦課できない部分。

(注) 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(1)で算出した共通管理費等の配賦割合(営農指導事業を除く)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	38.16	18.98	27.17	13.61	2.08	100.00
営農指導事業	38.97	19.38	27.75	13.90		100.00

7. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益（事業収益）	10,458	10,187	10,213	9,800	9,767
信用事業収益	5,368	5,323	5,313	5,127	5,167
共済事業収益	1,792	1,621	1,615	1,546	1,482
農業関連事業収益	2,619	2,547	2,601	2,433	2,455
その他事業収益	677	694	682	693	661
経常利益	1,101	1,039	1,251	1,381	1,767
当期剰余金	844	761	874	1,045	1,168
出資金 （出資口数）	3,759 (3,759,441)	3,749 (3,749,385)	3,741 (3,741,559)	3,721 (3,721,731)	3,701 (3,701,058)
純資産額	27,427	27,914	28,503	29,074	29,376
総資産額	654,710	678,050	709,473	723,518	720,409
貯金等残高	613,028	640,408	671,854	686,193	683,294
貸出金残高	146,190	159,017	168,576	175,904	178,798
有価証券残高	12,717	9,587	8,663	10,163	11,064
剰余金配当金額	152	191	163	148	191
出資配当額	74	74	74	72	72
事業分量配当額	77	117	89	75	118
職員数	814	786	780	737	713
単体自己資本比率	13.78	13.20	12.59	12.85	13.19

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
資金運用収支	4,250	4,190	60
役務取引等収支	95	80	14
その他信用事業収支	△308	△771	462
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	4,346 (0.634)	4,271 (0.624)	75 (0.010)
事業粗利益 （事業粗利益率）	7,242 (0.987)	7,170 (0.980)	71 (0.007)
事業純益	1,902	1,384	517
実質事業純益	1,902	1,925	△22
コア事業純益	1,902	1,925	△22
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	1,802	1,837	△35

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益－その他事業直接費用－その他経常費用
 2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用
 3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
 4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他の経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
 6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
 7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	682,066	4,803	0.704	681,191	4,890	0.717
うち預金	493,084	2,655	0.538	499,335	2,703	0.541
うち有価証券	11,018	99	0.901	9,309	87	0.936
うち貸出金	177,963	1,463	0.822	172,547	1,481	0.858
うちその他受入利息	—	585	—	—	618	—
資金調達勘定	689,419	553	0.080	688,452	700	0.101
うち貯金・定期積金	687,071	538	0.078	684,587	672	0.098
うち借入金	12	0	0.250	16	0	0.238
うちその他支払利息	2,335	14	0.617	3,847	28	0.735
総資金利ざや	—	—	0.353	—	—	0.353

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金＋その他支払利息）平均残高
 3. 貸付留保金及び貸付留保金利息を資金勘定（うちその他支払利息）に計上しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△87	△177
うち預金	△47	△9
うち有価証券	12	△15
うち貸出金	△18	△25
うちその他受入利息	△33	△126
支払利息	△147	△152
うち貯金・定期積金	△133	△138
うち借入金	△0	△0
うちその他支払利息	△13	△13
差 引	60	△24

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの貯蓄増強奨励金が含まれています。
 3. その他受入利息には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。
 4. 貸付留保金利息の増減は、その他支払利息に計上しています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
流動性貯金	234,384	(34.1)	215,942	(31.5)	18,442
定期性貯金	452,687	(65.9)	468,645	(68.4)	△15,958
その他の貯金	—	(—)	—	(—)	—
計	687,071	(100.0)	684,587	(100.0)	2,484
譲渡性貯金	—	(—)	—	(—)	—
合 計	687,071	(100.0)	684,587	(100.0)	2,484

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
定期貯金	427,774	(100.0)	443,958	(100.0)	△16,184
うち固定金利定期	427,759	(99.9)	443,946	(99.9)	△16,186
うち変動金利定期	14	(0.0)	12	(0.0)	2

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
手形貸付	127	171	△44
証書貸付	176,905	171,716	5,189
当座貸越	948	688	260
割引手形	—	—	—
合 計	177,981	172,576	5,405

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
固定金利貸出	93,493	(52.3)	92,627	(52.7)	866
変動金利貸出	84,271	(47.1)	81,593	(46.4)	2,678
その他	1,032	(0.6)	1,683	(0.9)	△651
合 計	178,798	(100.0)	175,904	(100.0)	2,894

- (注) () は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	838	958	△120
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	3,841	4,192	351
その他担保物	3,074	4,542	△1,468
小 計	7,753	9,692	△1,939
農業信用基金協会保証	129,825	125,521	4,304
その他保証	38,362	36,706	1,656
小 計	168,187	162,227	5,960
信用	2,858	3,985	△1,127
合 計	178,798	175,904	2,894

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する項目はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
設備資金	176,806	(98.9)	171,777	(97.7)	5,029
運転資金	1,992	(1.1)	4,127	(2.3)	△2,135
合 計	178,798	(100.0)	175,904	(100.0)	2,894

(注) () は構成比です。

⑥貸出金の業種別の残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
農業	226	(0.1)	220	(0.1)	6
林業	—	(—)	—	(—)	—
水産業	—	(—)	—	(—)	—
製造業	0	(0.0)	2	(0.0)	△2
鉱業	—	(—)	—	(—)	—
建設・不動産業	40	(0.0)	40	(0.0)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)	—
運輸・通信業	—	(—)	5	(0.0)	△5
金融・保険業	400	(0.2)	800	(0.5)	△400
卸売・小売・サービス業・飲食業	2,871	(1.6)	4,614	(2.6)	△1,743
地方公共団体	2,700	(1.5)	3,118	(1.8)	△418
非営利法人	—	(—)	—	(—)	—
その他	172,561	(96.6)	167,105	(95.0)	5,456
合 計	178,798	(100.0)	175,904	(100.0)	2,894

(注) () は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

・営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
農業	226	220	6
穀作	96	101	△5
野菜・園芸	51	58	△7
果樹・樹園農業	8	9	△1
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	3	3	0
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	66	46	20
農業関連団体等	—	—	—
合 計	226	220	6

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

• 資金種類別
〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	215	203	12
農業制度資金	10	16	△6
農業近代化資金	0	1	△1
その他制度資金	10	14	△4
合 計	226	220	6

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うこととてJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	444	115	5	323	444
	3年度	462	116	7	339	462
危険債権	4年度	3	—	3	—	3
	3年度	0	0	—	—	0
要管理債権	4年度	—	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	4年度	—	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	4年度	—	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—	—
小計	4年度	448	115	9	323	448
	3年度	463	117	7	339	463
正常債権	4年度	178,420				
	3年度	175,515				
合計	4年度	178,868				
	3年度	175,978				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 正常債権
 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度				令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	538	218	—	538	218	524	538	—	524	538
個別貸倒引当金	339	323	—	339	323	363	339	—	363	339
合 計	877	541	—	877	541	887	877	—	887	877

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度
貸出金償却額	0	0

(注) 平成16年度より引当金を相殺した数値を表示しております。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和4年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	60	859	56	831
	金額	75,517	182,066	77,569	183,677
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	18	2	10	0
雑為替	件数	5	4	5	0
	金額	1,882	12,992	1,285	1,415
合 計	件数	66	865	61	837
	金額	77,417	195,061	78,865	185,093

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
国債	1,888	1,729	159
地方債	4,716	4,281	435
政府保証債	1,001	889	112
金融債	—	—	—
社債	1,655	234	1,421
特殊法人債	1,756	2,173	△417
合 計	11,018	9,309	1,709

②商品有価証券種類別平均残高

該当する項目はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和4年度	国債	—	—	—	—	—	1,890	—	1,890
	地方債	—	199	299	199	99	3,898	—	4,697
	政府保証債	399	—	—	—	—	598	—	998
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	特殊法人債	—	—	100	100	—	1,599	—	1,799
	社債	—	—	—	—	300	2,097	—	2,397
令和3年度	国債	—	—	—	—	—	1,889	—	1,889
	地方債	399	199	—	399	100	3,897	—	4,997
	政府保証債	—	399	—	—	—	598	—	998
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	特殊法人債	100	—	—	200	—	1,299	—	1,599
	社債	—	—	—	—	—	699	—	699

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の債券〕

該当する取引はありません。

〔その他有価証券〕

(単位：百万円)

種 類	令和4年度			令和3年度			
	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	597	648	51	789	863	73
	地方債	1,600	1,690	89	2,100	2,247	147
	政府保証債	698	723	24	698	740	41
	特殊法人債	900	938	38	1,000	1,066	66
	社債	200	205	5	—	—	—
	小 計	3,996	4,206	210	4,588	4,918	329
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	1,292	1,121	△170	1,099	1,022	△77
	地方債	3,097	2,680	△417	2,897	2,731	△166
	政府保証債	300	251	△48	300	276	△23
	特殊法人債	899	774	△124	599	547	△51
	社債	2,197	2,029	△168	699	667	△32
	小 計	7,786	6,857	△928	5,596	5,245	△351
合 計	11,783	11,064	△718	10,184	10,163	△21	

②金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔その他の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

項目	令和4年度	令和3年度
投資信託残高 （ファンドラップ含む）	1,198	210

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

項目	令和4年度	令和3年度
残高有り投資信託口座数	1,436	—

2. 共済事業

(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

（単位：百万円）

種類	令和4年度		令和3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	10,628	326,640	10,529	342,654
	定期生命共済	1,025	3,915	751	3,068
	養老生命共済	1,504	55,468	1,235	60,173
	うちこども共済	(1,380)	(25,741)	(1,074)	(26,110)
	医療共済	244	8,684	163	10,343
	がん共済	—	497	—	512
	定期医療共済	—	1,219	—	1,308
	介護共済	1,108	14,924	2,552	14,161
	年金共済	—	715	—	771
建物更生共済	30,175	415,538	32,734	423,867	
合計	44,687	827,603	47,966	856,861	

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

種類	令和4年度		令和3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
医療共済	入院共済金額	0	71	0	86
	治療共済金額	347	866	370	440
がん共済	1	33	1	33	
定期医療共済	—	2	—	3	
合計	348	975	371	562	

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
 なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	1,236	17,757	2,762	17,047
認知症共済	999	988	—	—
生活障害共済（一時金型）	4,008	16,069	5,111	12,913
生活障害共済（定期年金型）	72	620	160	582
特定重度疾病共済	1,035	3,056	1,042	2,361

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	750	10,881	469	10,596
年金開始後	—	2,948	—	2,931
合 計	750	13,830	469	13,527

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	51,046	44	52,396	46
自動車共済		907		908
傷害共済	18,367	14	15,386	14
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	12	0	14	0
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		92		90
合 計		1,059		1,060

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
肥料	404	69	318	54
農薬	157	23	161	24
飼料	78	2	77	3
農業機械	234	32	271	50
その他	177	28	177	27
合 計	1,051	156	1,007	160

② 買取購買品（生活物資）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和4年度		令和3年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
米	—	—	—	—
一般食品	—	—	—	—
耐久消費財	55	6	72	8
日用保健雑貨	43	3	49	3
その他	126	11	111	10
合 計	225	21	232	22

（注）供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（2）販売事業取扱実績

① 受託販売品

（単位：百万円）

種 類	令和4年度		令和3年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	602	23	627	24
麦・豆・雑穀	175	12	158	12
野菜	272	9	225	7
果実	60	3	57	3
畜産物	462	4	549	5
ふぁ～みんSHOP	1,736	229	1,683	223
合 計	3,309	282	3,301	276

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和4年度		令和3年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
直売米	280	56	326	65
ふぁ～みんSHOP 他	360	71	363	73
合 計	640	128	689	139

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（3）保管事業取扱実績

（単位：万円）

項 目		令和4年度	令和3年度
収 益	保管料	575	493
	荷役料	236	290
	その他	161	182
	計	973	965
費 用	倉庫材料費	—	0
	倉庫労務費	—	0
	その他	20	34
	計	20	34
差 引	952	931	

（4）加工事業取扱実績

（単位：万円）

項 目	令和4年度 取扱高	令和3年度 取扱高
惣菜	1,956	1,806
豆腐	1,358	1,493

(5) 利用事業取扱実績

(単位：トン)

種 類	令和4年度 取扱高	令和3年度 取扱高
カントリーエレベーター（米）	4,968	4,847
カントリーエレベーター（大麦）	1,576	818
ライスセンター（米）	1,008	850
ライスセンター（小麦）	395	749
水稻育苗	112,663箱	111,229箱
野菜育苗	313万本	337万本

*カントリーエレベーター、ライスセンターは荷受重量を表示しています。

(6) 農業経営事業取扱実績

(単位：万円)

項 目	令和4年度	令和3年度
収 益	103	121
費 用	99	54
差 引	3	67

(7) 有線放送事業取扱実績

(単位：万円)

種 類	令和4年度	令和3年度
収 益	2,624	2,886
費 用	940	859
差 引	1,683	2,026

(8) 福祉・介護事業取扱実績

ホームヘルパー活動実績累計

(単位：時間・人)

種 類	令和4年度 (令和5年度3月末現在登録者数：87名)	令和3年度 (令和4年度3月末現在登録者数：76名)
身体介護	1,362	788
生活援助	3,379	2,238
身体・生活	829	663
介護予防	1,311	1,422

デイサービス利用回数累計

(単位：回)

種 類	令和4年度 (令和5年度3月末現在登録者数：146名)	令和3年度 (令和4年度3月末現在登録者数：142名)
要支援	3,317	3,407
要介護1・2	8,644	6,914
要介護3・4・5	3,571	3,729

高齢者住宅利用状況

項 目	令和4年度 入居者数	令和3年度 入居者数
ふぁ～みんの里高砂 (サービス付き高齢者向け住宅)	37.9名	37名
ふぁ～みんの里明石 (介護付有料老人ホーム)	63.5名	70名

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.24	0.19	0.05
資本経常利益率	6.09	4.90	1.19
総資産当期純利益率	0.16	0.14	0.01
資本当期純利益率	4.02	3.71	0.31

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和3年度	増減	
貯貸率	期末	26.16	25.63	0.53
	期中平均	25.90	25.20	0.69
貯証率	期末	1.61	1.48	0.13
	期中平均	1.60	1.35	0.24

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	29,904	28,946
うち、出資金及び資本準備金の額	3,701	3,721
うち、再評価積立金の額		—
うち、利益剰余金の額	26,410	25,390
うち、外部流出予定額(△)	191	148
うち、上記以外に該当するものの額	△16	△17
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	226	540
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	226	540
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	30,130	29,486
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	70	72
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	70	72
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	70	72
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	30,059	29,414
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	214,876	215,853
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△602	△1,205
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△602	△1,205
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,961	12,937
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	227,837	228,790
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	13.19%	12.85%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,764	—	—	1,619	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,892	—	—	1,891	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,413	—	—	8,134	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	599	59	2	599	59	2
我が国の政府関係機関向け	2,004	120	4	1,803	100	4
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	486,729	97,345	3,893	494,257	98,851	3,954
法人等向け	5,484	3,773	150	5,532	4,851	194
中小企業等向け及び個人向け	5,221	1,830	73	4,919	1,763	70
抵当権付住宅ローン	35,414	12,313	491	34,777	12,083	483
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	404	101	4	414	101	4
取立未済手形	255	51	2	318	63	2
信用保証協会等保証付	129,884	12,865	514	125,583	12,437	497
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	—	—	0	—	—
出資等	2,258	2,258	90	2,260	2,260	90
（うち出資等のエクスポージャー）	2,258	2,258	90	2,260	2,260	90
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	42,627	84,759	3,390	42,496	84,486	3,379
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,774	69,436	2,777	27,776	69,441	2,777
（うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー）	321	803	32	241	602	24
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	14,531	14,519	580	14,478	14,441	577

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計 算が適用されるエクスポー ジャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されるもの の額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入され なかったものの額（△）	—	602	24	—	1,205	48
標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計	721,953	214,876	8,595	724,609	215,853	8,634
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポー ジャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	721,953	214,876	8,595	724,609	215,853	8,634
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己 資本額 b=a×4%
	12,961		518	12,937		517
所要自己資本額計	リスク・アセット等 （分母）計 a		所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 （分母）計 a		所要自己 資本額 b=a×4%
	227,837		9,113	228,790		9,151

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度					令和3年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	721,953	178,873	11,805	—	404	724,609	175,982	10,203	—	414	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	721,953	178,873	11,805	—	404	724,609	175,982	10,203	—	414	
法人	農業	70	69	—	—	0	55	55	—	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	0	0	—	—	—	2	2	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	240	40	200	—	—	40	40	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,704	—	1,704	—	—	601	—	601	—	—
	運輸・通信業	2,301	—	2,301	—	—	1,708	5	1,703	—	—
	金融・保険業	487,956	401	999	—	—	495,950	803	999	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,873	2,873	—	—	—	4,616	4,616	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,303	2,704	6,599	—	—	10,023	3,123	6,899	—	—
	上記以外	2	2	—	—	6	3	3	—	—	8
個人	172,830	172,779	—	—	397	167,378	167,332	—	—	406	
その他	44,670	1	—	—	—	44,229	0	—	—	—	
業種別残高計	721,953	178,873	11,805	—	404	724,609	175,982	10,203	—	414	
1年以下	473,229	574	400	—	—	496,702	2,054	501	—	—	
1年超3年以下	16,935	2,435	200	—	—	2,663	2,062	600	—	—	
3年超5年以下	2,839	2,438	401	—	—	3,408	3,408	—	—	—	
5年超7年以下	3,150	2,849	300	—	—	3,281	2,679	601	—	—	
7年超10年以下	4,608	4,207	400	—	—	4,612	4,511	100	—	—	
10年超	174,903	164,801	10,101	—	—	168,194	159,794	8,399	—	—	
期限の定めのないもの	46,286	1,566	—	—	—	45,747	1,471	—	—	—	
残存期間別残高計	721,953	178,873	11,805	—	—	724,609	175,982	10,203	—	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

②貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金	540	226	—	540	226		526	540	—	526	540	
個別貸倒引当金	385	369	—	385	369		415	385	—	415	385	
国内	385	369	—	385	369		415	385	—	415	385	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	385	369	—	385	369		415	385	—	415	385	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	8	7	—	8	7	—	5	8	—	5	8
個人	377	362	—	377	362	—	409	377	—	409	377	
業種別計	385	369	—	385	369	—	415	385	—	415	385	

③信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和4年度			令和3年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	14,379	14,379	—	15,094	15,094
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	130,455	130,455	—	125,972	125,972
	リスク・ウェイト20%	798	489,641	490,440	200	496,785	496,985
	リスク・ウェイト35%	—	35,180	35,180	—	34,522	34,522
	リスク・ウェイト50%	1,604	344	1,949	500	350	851
	リスク・ウェイト75%	—	1,805	1,805	—	1,807	1,807
	リスク・ウェイト100%	—	20,006	20,006	—	22,118	22,118
	リスク・ウェイト150%	—	43	43	—	42	42
	リスク・ウェイト250%	—	27,694	27,694	—	27,214	27,214
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	2,402	719,551	721,953	701	723,908	724,609	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額含まれます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	800	—	—	800	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	34	200	—	34	200	—
中小企業等向け及び個人向け	17	2,645	—	20	2,206	—
抵当権住宅ローン	—	1	—	—	2	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	9	—	—	—	—
合 計	52	3,657	—	54	3,210	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	29,631	29,631	29,233	29,233
合計	29,631	29,631	29,233	29,233

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	令和4年度			令和3年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等) (単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
	—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
	—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

- ◆ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

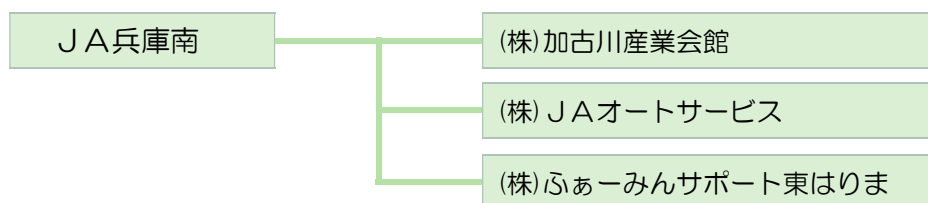
（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	1,422	1,513	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	28	1
3	スティーブ化	2,295	2,407		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	173	0		
7	最大値	2,295	2,407	28	1
		令和4年度		令和3年度	
8	自己資本の額	30,059		29,414	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

令和5年3月31日現在

会社名	株式会社加古川産業会館	株式会社JAオートサービス	株式会社ふぁーみんサポート東はりま
代表者名	代表取締役 中村良祐	代表取締役 野村隆幸	代表取締役 大西秀人
設立年月日	昭和46年7月26日	平成16年1月15日	平成19年7月19日
所在地	加古川市加古川町寺家町621	加古郡稲美町国岡1414-1	加古川市平荘町神木44
事業内容	不動産貸付・管理・分譲、駐車場、リース、旅行、石材、葬祭 他	石油製品の販売、自動車の販売・車検整備・钣金 他	農畜産物の生産・加工・販売、農地の管理、農作業の受託、水稻・野菜の育苗、植栽の管理、新規就農者・既存農家の育成・研修 他
施設の概要	JAビル、やすらぎ会館3カ所 他	自動車修理工場、給油所4カ所	事務所1カ所、倉庫1カ所、パイプハウス1カ所
資本金総額 (発行済株式)	415百万円 (15,000株)	58百万円 (2,685株)	50百万円 (1,000株)
当JAの議決権比率	100%	100%	89.6%
他の子会社等の議決権比率	0%	0%	0%

(3) 連結事業概況

令和4年度における連結決算は、(株)加古川産業会館・(株)JAオートサービス・(株)ふぁーみんサポート東はりまを連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益23億27百万円、連結当期剰余金15億65百万円、連結純資産330億56百万円、連結総資産7,246億5百万円で、連結自己資本比率14.41%となりました。

- (株)加古川産業会館は売上総利益12億78百万円、営業利益4億82百万円、当期利益は2億98百万円でした。
- (株)JAオートサービスは売上総利益2億99百万円、営業利益は29百万円、当期利益は14百万円でした。
- (株)ふぁーみんサポート東はりまは売上総利益64百万円、営業利益は2百万円、当期利益は2百万円でした。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結事業収益	14,731	14,829	13,345	14,782	15,715
信用事業収益	5,340	5,286	5,247	5,069	5,205
共済事業収益	1,792	1,621	1,615	1,545	1,482
農業関連事業収益	4,526	4,423	4,207	4,387	5,146
その他事業収益	3,071	3,497	2,274	3,780	3,881
連結経常利益	1,236	1,287	1,281	1,595	2,327
連結当期剰余金	925	942	1,056	1,187	1,565
連結純資産額	30,132	30,722	31,674	32,359	33,056
連結総資産額	657,886	679,270	711,412	727,363	724,605
連結自己資本比率	14.83	14.35	13.81	13.98	14.41

- (注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
 2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 令和5年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日	科 目	令和4年度 令和5年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	678,531	680,038	1 信用事業負債	685,604	689,228
(1)現金	1,775	1,627	(1)貯金	682,496	685,470
(2)預金	486,901	494,416	(2)借入金	10	14
(3)有価証券	11,064	10,163	(3)その他の信用事 業負債	3,097	3,743
(4)貸出金	176,034	171,372	2 共済事業負債	2,210	2,154
(5)その他の信用事 業資産	3,203	3,322	(1)共済資金	1,270	1,267
(6)貸倒引当金	△447	△863	(2)未経過共済付加 収入	908	853
2 共済事業資産	15	26	(3)その他の共済事 業負債	32	33
(1)共済貸付金	0	0	3 経済事業負債	1,154	1,162
(2)その他の共済事 業資産	15	25	(1)支払手形及び経 済事業未払金	170	236
(3)貸倒引当金	—	△0	(2)その他の経済事 業負債	984	925
3 経済事業資産	3,476	4,608	4 雑負債	1,609	1,468
(1)受取手形及び経 済事業未収金	558	515	(1)未払法人税等	383	205
(2)経済受託債権	644	557	(2)資産除去債務	27	27
(3)棚卸資産	1,987	3,280	(3)その他雑負債	1,198	1,235
(4)その他の経済事 業資産	340	304	5 諸引当金	956	976
(5)貸倒引当金	△54	△49	(1)賞与引当金	312	312
4 雑資産	805	907	(2)退職給付に係る 負債	594	601
5 固定資産	12,582	13,073	(3)役員退職慰労引 当金	48	61
(1)有形固定資産	12,467	12,946	6 繰延税金負債	12	13
建物	12,761	12,794	負債の部 合計	691,548	695,003
機械装置	1,839	1,748	(純資産の部)		
土地	5,296	5,368	1 組合員資本	33,780	32,382
建設仮勘定	—	15	(1)出資金	3,701	3,721
その他の有形 固定資産	3,552	3,564	(2)利益剰余金	30,099	28,681
減価償却累計額	△10,982	△10,544	(3)処分未済持分	△16	△17
(2)無形固定資産	115	126	(4)子会社の所有す る親組合出資金	△4	△4
6 外部出資	28,673	28,275	2 評価・換算差額等	△729	△28
(1)外部出資	28,673	28,275	(1)其他有価証券 評価差額金	△718	△21
7 繰延税金資産	519	433	(2)退職給付に係る 調整累計額	△11	△7
			3 非支配株主持分	6	6
			純資産の部 合計	33,056	32,359
資産の部 合計	724,605	727,363	負債及び純資産の部 合計	724,605	727,363

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	〔自：令和4年4月 1日 至：令和5年3月31日〕	〔自：令和3年4月 1日 至：令和4年3月31日〕
1 事業総利益	8,227	7,323
(1) 信用事業収益	5,205	5,069
資金運用収益	4,758	4,838
(うち預金利息)	(2,655)	(2,703)
(うち有価証券利息)	(99)	(87)
(うち貸出金利息)	(1,418)	(1,428)
(うちその他受入利息)	(585)	(618)
役務取引等収益	118	106
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	327	124
(2) 信用事業費用	1,130	1,618
資金調達費用	552	699
(うち貯金利息)	(505)	(632)
(うち給付補填備金繰入)	(33)	(38)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(14)	(28)
役務取引等費用	23	25
その他経常費用	554	893
(うち貸倒引当金戻入益)	(△334)	(△9)
信用事業総利益	4,074	3,450
(3) 共済事業収益	1,482	1,545
共済付加収入	1,380	1,430
その他の収益	101	115
(4) 共済事業費用	51	62
共済推進費及び共済保全費	46	57
その他の費用	5	5
共済事業総利益	1,430	1,483
(5) 購買事業収益	3,665	3,375
購買品供給高	3,475	3,197
購買手数料	23	25
修理サービス料	103	96
その他の収益	62	56
(6) 購買事業費用	3,239	2,937
購買品供給原価	3,061	2,778
購買品供給費	35	38
修理サービス費	61	60
その他の費用	80	59
購買事業総利益	426	438
(7) 販売事業収益	965	1,011
販売品販売高	640	689
販売手数料	287	286
その他の収益	37	35
(8) 販売事業費用	595	628
販売品販売原価	512	550
販売費	39	48
その他の費用	43	28
販売事業総利益	369	383

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	〔自：令和4年4月 1日〕 〔至：令和5年3月31日〕	〔自：令和3年4月 1日〕 〔至：令和4年3月31日〕
(9) その他事業収益	4,397	3,780
(10) その他事業費用	2,470	2,212
その他事業総利益	1,926	1,567
2 事業管理費	6,333	6,154
(1) 人件費	4,231	4,216
(2) その他事業管理費	2,102	1,937
事業利益	1,894	1,169
3 事業外収益	485	488
(1) 受取雑利息	2	2
(2) 受取出資配当金	354	316
(3) その他の事業外収益	128	169
4 事業外費用	51	62
(1) 支払雑利息	2	3
(2) その他の事業外費用	49	59
経常利益	2,327	1,595
5 特別利益	101	38
(1) 固定資産処分益	6	22
(2) その他の特別利益	95	16
6 特別損失	457	87
(1) 固定資産処分損	108	81
(2) 減損損失	313	0
(3) その他の特別損失	35	5
税金等調整前当期利益	1,971	1,546
法人税、住民税及び事業税	490	336
法人税等調整額	△85	22
法人税等合計	405	359
当期利益	1,566	1,187
非支配株主に帰属する当期利益	0	0
当期剰余金	1,565	1,187

(7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	28,681	27,656
2 利益剰余金増加高	1,565	1,187
当期剰余金	1,565	1,187
3 利益剰余金減少高	148	162
配当金	148	162
4 利益剰余金期末残高	30,099	28,681

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	〔自：令和4年4月 1日〕 〔至：令和5年3月31日〕	〔自：令和3年4月 1日〕 〔至：令和4年3月31日〕
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,971	1,546
減価償却費	619	615
減損損失	313	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△412	△9
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	△6
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△12	△28
その他引当金等の増減額 (△は減少)	△12	△14
信用事業資金運用収益	△4,172	△4,218
信用事業資金調達費用	538	671
受取雑利息及び受取出資配当金	△357	△318
支払雑利息	2	3
有価証券関係損益 (△は益)	△0	△0
固定資産処分損益 (△は益)	296	299
外部出資関係損益 (△は益)	1	—
その他	0	17
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△4,661	△8,804
預金の純増 (△) 減	7,800	△4,300
貯金の純増減 (△)	△2,973	14,233
信用事業借入金の純増減 (△)	△4	△5
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	71	53
その他の信用事業負債の純増減 (△)	△579	2
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	—	—
共済資金の純増減 (△)	2	1,021
未経過共済付加収入の純増減 (△)	54	37
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	10	12
その他の共済事業負債の純増減 (△)	△0	△11
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△42	△78
経済受託債権の純増 (△)	△87	130
棚卸資産の純増 (△) 減	1,293	△1,162
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△66	36
経済受託債務の純増減 (△)	4	△86
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	△35	114
その他の経済事業負債の純増減 (△)	53	△134

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	〔自：令和4年4月 1日〕 〔至：令和5年3月31日〕	〔自：令和3年4月 1日〕 〔至：令和4年3月31日〕
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	102	81
その他の負債の純増減(△)	△36	342
未払消費税等の増減(△)額	△0	△5
信用事業資金運用による収入	4,219	4,215
信用事業資金調達による支出	△609	△735
事業分量配当金の支払額	△75	△88
小 計	3,216	3,428
雑利息及び出資配当金の受取額	357	318
雑利息の支払額	△2	△3
法人税等の支払額	△312	△457
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,258	3,287
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,093	△2,991
有価証券の償還による収入	499	1,099
補助金の受入れ等による収入	—	0
固定資産の取得による支出	△642	△1,781
固定資産の処分による支出	△10	—
固定資産の売却による収入	△85	819
外部出資による支出	△400	△466
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,732	△3,319
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	22	22
出資の払戻しによる支出	△43	△42
持分の取得による支出	△16	△17
持分の譲渡による収入	17	12
出資配当金の支払額	△72	△74
財務活動によるキャッシュ・フロー	△93	△99
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	433	△130
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,790	1,921
6 現金及び現金同等物の期末残高	2,223	1,790

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	(令和4年度)	(令和3年度)
現金および預金勘定	488,676	496,043
別段預金及び定期性預金	△486,453	△494,253
現金および現金同等物	2,223	1,790

(9) 連結注記表

令和4年度連結注記表	令和3年度連結注記表												
<p>1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 加古川産業会館 ・株式会社 JAオートサービス ・株式会社 ふぁーみんサポート東はりま <p>(2) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は連結決算日と一致しております。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。</p> <p>(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。</p> <p>2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>イ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 <p>②棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の種類</th> <th style="text-align: center;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)</td> <td style="text-align: center;">総平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)</td> <td style="text-align: center;">売価還元法に基づく原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>ア 建物(建物附属設備を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 iii:平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>イ 建物附属設備、構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 iii:平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>ウ 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。 <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。</p>	棚卸資産の種類	評価方法	購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法	<p>1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 加古川産業会館 ・株式会社 JAオートサービス ・株式会社 ふぁーみんサポート東はりま <p>(2) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は連結決算日と一致しております。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。</p> <p>(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。</p> <p>2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>イ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 <p>②棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の種類</th> <th style="text-align: center;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)</td> <td style="text-align: center;">総平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)</td> <td style="text-align: center;">売価還元法に基づく原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>ア 建物(建物附属設備を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 iii:平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>イ 建物附属設備、構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 iii:平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>ウ 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。 <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。</p>	棚卸資産の種類	評価方法	購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法												
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法												

令和4年度連結注記表

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対

令和3年度連結注記表

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対

令和4年度連結注記表	令和3年度連結注記表
<p>する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の農産物に係る施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>④福祉・介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。</p> <p>(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p>	<p>する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>④福祉・介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。</p> <p>(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>3. 会計方針の変更に関する注記【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。</p> <p>(2) 購買事業および販売事業における支払奨励金等の会計処理 購買事業および販売事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用および販売事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ318百万円減少し、販売事業収益および販売事業費用がそれぞれ6百万円減少しています。</p>

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 519百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 0百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
建物	769
構築物	405
機械装置	502
器具備品	4
無形固定資産	2
合計	1,683

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。
福祉事業に係る債務保証として、定期預金150百万円を差し入れています。

なお、これによる購買事業総利益、販売事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 347百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 249千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
建物	769
構築物	405
機械装置	502
器具備品	4
無形固定資産	2
合計	1,683

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。
福祉事業に係る債務保証として、定期預金150百万円を差し入れています。

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 16百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	444
危険債権	3
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	448

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に係る注記

【減損損失】

(1) 減損損失に関する注記(JA兵庫南)

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店(ブロック)単位のグループिंगとしています。支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センターについては、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエレベーター(育苗センター含む)、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

なお、福祉介護施設についてはブロックごとの共用資産としていましたが、社会福祉法人 稲穂会に事業移管する方針を決定したことをうけ今後個別の損益管理を行うため、一般資産にグループिंगを変更しています。また、有線放送事業所についてもブロックの共用資産としていましたが、事業廃止を見据え、経営効率化を行うため個別の損益管理を行うこととし、一般資産にグループिंगを変更しています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 4,539百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 728百万円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 11百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	462
危険債権	0
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	463

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に係る注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 81百万円
うち事業取引高 61百万円
うち事業取引以外の取引高 20百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額 149百万円
うち事業取引高 77百万円
うち事業取引以外の取引高 71百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店(ブロック)単位のグループिंगとしています。支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センター、福祉介護施設、有線放送事業所については、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエレベーター(育苗センター含む)、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

令和4年度連結注記表

これらのグルーピングの変更により、②に記載した施設は帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（302百万円）として計上しています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：百万円)

対象資産	所在地	種類	金額
デイふぁ～みん 加古川 (事業用資産)	加古川市西神吉 町大國554-1	建物	41
		構築物	2
		器具 備品	7
ふぁ～みんの里高砂 (事業用資産)	高砂市阿弥陀町 北池102	土地	55
		建物	178
有線放送事業所 (事業用資産)	加古郡稲美町国 岡1丁目180	土地	15
		建物	2

③減損損失に至った経緯

福祉介護施設については社会福祉法人 稲穂会に事業移管する方針を決定し、令和6年度を目途に稲穂会へ賃貸する見込みとなっています。固定資産の使用方法の変更に伴い、回収可能価額の低下が予想されることから減損の兆候に該当すると判断しています。各福祉介護施設について今後生じるキャッシュフローを見積もったところ、デイふぁ～みん加古川・ふぁ～みんの里高砂については減損損失の認識に至りました。

有線放送事業所について、事業の廃止を見据えており、遊休化する資産の用途が定まっていないことから減損の兆候に該当すると判断し、減損損失の認識に至りました。

④回収可能価額の算定方法等

ふぁ～みんの里高砂の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.268%です。

デイふぁ～みん加古川・有線放送事業所の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、土地の時価は固定資産税評価額を合理的に調整して算定しています。

(2) 減損損失に関する注記(株)JAオートサービス

(株)JAオートサービスは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所ごとに資産のグルーピングをしております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業所の固定資産について帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失として10,519千円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、かんき給油所 建物 7,995千円、建物附属設備 2,523千円であります。

なお、当資産グループの回収可能額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮の上、実質的に価値がないと判断し、正味売却価額をゼロとして評価しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを6.268%で割り引いて算定しております。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けている他、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評

令和3年度連結注記表

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

対象資産	所在地	種類	金額
中筋土地 (遊休資産)	高砂市中筋3丁目 776-1	土地	100
旧母里給油所跡地 (遊休資産)	加古郡稲美町蛸草 45-1他	土地	149

③減損損失に至った経緯

遊休資産については、地価の下落に伴い減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

中筋土地及び旧母里給油所跡地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整したものにに基づき算定しています。

【追加情報】

(4) 従来、ふぁ～みんSHOPに係る購買品は、購買品供給高及び購買品供給原価(前事業年度：供給高177百万円、受入高137百万円)に計上していましたが、当事業年度より内部管理体制を見直し、より適切な事業別の損益を把握するため、ふぁ～みんSHOPの受託販売品の販売に付随する商品として、販売品販売高及び販売品販売原価に含めて計上しております。

また、ふぁ～みんSHOP直売米については、従来、受託販売品として販売手数料(前事業年度：62百万円)を計上していましたが、受託販売から買取販売に変更したため、当事業年度より販売品販売高及び販売品販売原価を計上しております。

7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けている他、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評

令和4年度連結注記表

価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が153百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	486,874	486,833	△41
有価証券			
その他有価証券	11,064	11,064	
貸出金	178,798		
貸倒引当金(※)	△542		
貸倒引当金控除後	178,255	179,810	1,554

令和3年度連結注記表

価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が166百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	494,402	494,412	9
有価証券			
その他有価証券	10,163	10,163	
貸出金	175,904		
貸倒引当金(※)	△877		
貸倒引当金控除後	175,026	177,443	2,416

令和4年度連結注記表

資産計	676,195	677,708	1,513
貯金	683,294	683,557	263
負債計	683,294	683,557	263

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(※2) 貸出金、貯金についてはJAと子会社の取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 (※) 28,673百万円

(※) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	486,874	—	—	—	—	—
有価証券	400	200	6	8	408	10,778
その他有価証券のうち満期があるもの	400	200	6	8	408	10,778
貸出金 (※1、2、3)	8,885	9,321	7,747	7,391	7,195	138,051
合計	496,160	9,321	7,753	7,399	7,603	148,829

(※1) 貸出金のうち、当座貸越478百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等367百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和3年度連結注記表

資産計	679,592	682,018	2,426
貯金	686,193	686,667	474
負債計	686,193	686,667	474

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(※2) 貸出金、貯金についてはJAと子会社の取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 (※) 29,233百万円

(※) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	494,402	—	—	—	—	—
有価証券	500	400	200	6	8	9,086
その他有価証券のうち満期があるもの	500	400	200	6	8	9,086
貸出金 (※1、2、3)	10,847	7,927	7,977	7,300	6,939	134,493
合計	505,749	8,327	8,177	7,306	6,947	143,579

(※1) 貸出金のうち、当座貸越1,124百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等386百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和4年度連結注記表

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件37百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	652,178	17,078	11,814	932	605	685

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めていません。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (※)	
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	国債	597	648	51
	地方債	1,600	1,690	89
	政府保証債	698	723	24
	特殊法人債	900	938	38
	社債	200	205	5
	小 計	3,996	4,206	210
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	国債	1,292	1,121	△170
	地方債	3,097	2,680	△417
	政府保証債	300	251	△48
	特殊法人債	899	774	△124
	社債	2,197	2,029	△168
	小 計	7,786	6,857	△928
合 計	11,783	11,064	△718	

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,788
② 勤務費用	151
③ 利息費用	16
④ 数理計算上の差異の発生額	△38
⑤ 退職給付の支払額	△70
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,848

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,187
② 期待運用収益	63
③ 数理計算上の差異の発生額	△45
④ 年金資産への支払額	109
⑤ 退職給付の支払額	△61

令和3年度連結注記表

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件30百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	647,244	19,923	15,658	1,867	620	878

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めていません。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (※)	
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	国債	789	863	73
	地方債	2,100	2,247	147
	政府保証債	698	740	41
	特殊法人債	1,000	1,066	66
	小 計	4,588	4,918	329
	貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	国債	1,099	1,022
地方債		2,897	2,731	△166
政府保証債		300	276	△23
特殊法人債		599	547	△51
社債		699	667	△32
小 計		5,596	5,245	△351
合 計	10,184	10,163	△21	

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,743
② 勤務費用	156
③ 利息費用	16
④ 数理計算上の差異の発生額	51
⑤ 退職給付の支払額	△179
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,788

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,169
② 期待運用収益	63
③ 数理計算上の差異の発生額	18
④ 年金資産への支払額	113
⑤ 退職給付の支払額	△177

令和4年度連結注記表

⑥期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,253
----------------------------	-------

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,848
② 年金資産	△3,253
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	594
④ 貸借対照表計上額純額	594
⑤退職給付に係る負債	594

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	151
② 利息費用	16
③ 期待運用収益	△63
④ 数理計算上の差異の費用処理額	2
小計 (①+②+③+④)	106
⑤ 臨時に支払った割増退職金	13
合計 (①+②+③+④+⑤)	120

- (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,430
② 債券	1,079
③ 株式	695
④ その他	47
合計 (①+②+③+④)	3,253

- (7) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 未認識数理計算上の差異	△15
合計	△15

- (8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- (9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	0.44%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

- (10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金41百万円を含めて計上しています。

令和3年度連結注記表

⑥期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,187
----------------------------	-------

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,788
② 年金資産	△3,187
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	601
④ 貸借対照表計上額純額	601
⑤退職給付に係る負債	601

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	156
② 利息費用	16
③ 期待運用収益	△63
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△5
小計 (①+②+③+④)	103
⑤ 臨時に支払った割増退職金	1
⑥ 出向負担金受入	△0
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	105

- (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,401
② 債券	1,038
③ 株式	698
④ その他	48
合計 (①+②+③+④)	3,187

- (7) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 未認識数理計算上の差異	△10
合計	△10

- (8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- (9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	0.44%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

- (10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金42百万円を含めて計上しています。

令和4年度連結注記表

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は371百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	18
	賞与引当金	87
	退職給付引当金に係る負債	167
	貸付未収利息未計上額	29
	役員退職慰労引当金	13
	減損損失	146
	固定資産評価損	11
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	18
	子会社株式	213
	期末賞与	39
	未払費用	4
	未払事業税	28
	出資金雑益編入	5
	貯金雑益編入	2
	その他有価証券評価差額金	200
	その他	12
	小計	998
	評価性引当額	△310
	合計	687
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△140
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△39
合計	△181	
繰延税金資産の純額		506

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項目	当期末	
法定実効税率	27.89	
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△2.51
	事業分量配当金	△1.67
	住民税等均等割	0.52
	評価性引当額の増減	△3.54
	税額控除	△0.27
	その他	△0.20
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.56	

10. キャッシュ・フローに関する注記

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と(連結)貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金および預金勘定	488,676
別段預金及び定期性預金	△486,453
現金および現金同等物	2,223

11. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和3年度連結注記表

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は435百万円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	107
	賞与引当金	87
	退職給付引当金に係る負債	169
	貸付未収利息未計上額	29
	役員退職慰労引当金	17
	減損損失	61
	固定資産評価損	11
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	17
	子会社株式	213
	期末賞与	31
	未払費用	5
	未払事業税	17
	出資金雑益編入	5
	貯金雑益編入	2
	その他有価証券評価差額金	5
	その他	10
	小計	793
	評価性引当額	△186
	合計	606
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△145
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△39
合計	△186	
繰延税金資産の純額		419

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項目	当期末	
法定実効税率	27.89	
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△2.85
	事業分量配当金	△1.36
	住民税等均等割	0.67
	評価性引当額の増減	△1.98
	税額控除	△0.63
	その他	△2.70
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.21	

11. キャッシュ・フローに関する注記

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と(連結)貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金および預金勘定	496,043
別段預金及び定期性預金	△494,253
現金および現金同等物	1,790

12. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
破産更生債権及びこれに準ずる債権額	444	462	△18
危険債権額	3	0	3
要管理債権額	—	—	—
うち三月以上延滞債権額	—	—	—
うち貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	448	463	△15
うち担保・保証付債権額 (B)	124	123	1
担保・保証控除後債権額 (C)	324	340	△16
個別計上貸倒引当金残高 (D)	323	339	△16
差引額 (E) = (C) - (D)	1	1	0
一般計上貸倒引当金残高	218	538	△320
正常債権額	178,420	175,515	2,905

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三カ月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 担保・保証付債権額
農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。
8. 個別計上貸倒引当金残高
農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
9. 担保・保証控除後債権額
農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和4年度	令和3年度
信用事業	事業収益	5,205	5,069
	経常利益	2,345	1,845
	資産の額	678,531	680,038
共済事業	事業収益	1,482	1,545
	経常利益	269	330
	資産の額	15	26
農業関連事業	事業収益	4,630	4,387
	経常利益	△335	△367
	資産の額	3,476	4,608
その他の事業	事業収益	4,397	3,780
	経常利益	47	△213
	資産の額	42,581	42,690
計	事業収益	15,715	14,782
	経常利益	2,327	1,595
	資産の額	724,605	727,363

2. 連結自己資本の充実の状況

●連結自己資本比率の状況●

令和5年3月末における連結自己資本比率は、14.41%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	兵庫南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	3,697百万円 (前年度 3,717百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	33,398	32,084
うち、出資金及び資本準備金の額	3,697	3,717
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	29,908	28,532
うち、外部流出予定額(△)	191	148
うち、上記以外に該当するものの額	△16	△17
コア資本に算入される評価・換算差額等	△11	△7
うち、退職給付に係るものの額	△11	△7
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	129	526
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	129	526
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	33,516	32,603

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	70	72
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	70	72
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	70	72
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	33,445	32,530
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	219,038	219,677
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△602	△1,808
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△602	△1,808
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,961	12,937
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額（二）	231,999	232,615
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（ハ）／（二）	14.41%	13.98%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,775	—	—	1,627	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,892	—	—	1,891	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,413	—	—	8,134	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	599	59	2	599	59	2
我が国の政府関係機関向け	2,004	120	4	1,803	100	4
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	487,554	97,510	3,900	494,994	98,998	3,959
法人等向け	2,720	1,008	40	1,001	318	12
中小企業等向け及び個人向け	5,221	1,830	73	4,919	1,763	70
抵当権付住宅ローン	35,414	12,313	492	34,777	12,083	483
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	404	101	4	414	101	4
取立未済手形	255	51	2	318	63	2
信用保証協会等保証付	129,884	12,865	514	125,583	12,437	497
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	—	—	0	—	—
出資等	1,281	1,281	51	1,283	1,283	51
（うち出資等のエクスポージャー）	1,281	1,281	51	1,283	1,283	51
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	49,338	92,499	3,699	50,877	89,848	3,593
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,774	69,436	2,777	27,776	69,441	2,777
（うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー）	321	803	32	241	602	24
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	21,242	22,259	890	22,859	19,804	792

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマントート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	602	24	—	1,205	48
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	725,759	219,038	8,761	728,226	215,853	8,634
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	725,759	219,038	8,761	728,226	215,853	8,634
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%
	12,961	518	518	12,937	517	517
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%
	231,999	9,279	9,279	228,790	9,151	9,151

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.17)をご参照ください。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度					令和3年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	725,759	176,109	11,805	—	404	728,226	170,973	10,203	—	414	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	725,759	176,109	11,805	—	404	728,226	170,973	10,203	—	414	
法人	農業	70	69	—	—	0	55	55	—	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	0	0	—	—	—	2	2	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	240	40	200	—	—	40	40	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,704	—	1,704	—	—	601	—	601	—	—
	運輸・通信業	2,301	—	2,301	—	—	1,708	5	1,703	—	—
	金融・保険業	487,956	401	999	—	—	495,950	803	999	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	6,678	109	—	—	—	8,233	732	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,303	2,704	6,599	—	—	10,023	3,123	6,899	—	—
	上記以外	2	2	—	—	6	3	3	—	—	8
個人	172,830	172,779	—	—	397	167,378	167,332	—	—	406	
その他	44,670	1	—	—	—	44,229	0	—	—	—	
業種別残高計	725,759	176,109	11,805	—	404	728,226	172,098	10,203	—	414	
1年以下	473,229	1,923	400	—	—	495,002	223	501	—	—	
1年超3年以下	15,716	838	200	—	—	2,084	1,478	600	—	—	
3年超5年以下	2,839	2,761	401	—	—	3,408	2,761	—	—	—	
5年超7年以下	3,150	2,679	300	—	—	3,281	2,679	601	—	—	
7年超10年以下	4,608	4,511	400	—	—	4,612	4,511	100	—	—	
10年超	173,358	158,249	10,101	—	—	166,589	158,189	8,399	—	—	
期限の定めのないもの	52,855	1,128	—	—	—	4,683	1,128	—	—	—	
残存期間別残高計	725,759	172,093	11,805	—	—	679,661	170,973	10,203	—	—	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金	526	129	—	526	129		507	526	—	507	526	
個別貸倒引当金	385	369	—	385	369		415	385	—	415	385	
国内	385	369	—	385	369		415	385	—	415	385	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	385	369	—	385	369		415	385	—	415	385	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	8	7	—	8	7	—	5	8	—	5	8
個人	377	362	—	377	362	—	409	377	—	409	377	
業種別計	385	369	—	385	369	—	415	385	—	415	385	

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	14,390	14,390	—	15,102	15,102
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	130,455	130,455	—	125,972	125,972
	リスク・ウェイト20%	798	490,466	491,264	200	497,522	497,723
	リスク・ウェイト35%	—	35,180	35,180	—	34,522	34,522
	リスク・ウェイト50%	1,604	344	1,949	500	350	851
	リスク・ウェイト75%	—	1,805	1,805	—	1,807	1,807
	リスク・ウェイト100%	—	25,378	25,378	—	25,691	25,691
	リスク・ウェイト150%	—	43	43	—	42	42
	リスク・ウェイト250%	—	27,694	27,694	—	27,214	27,214
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		2,402	725,789	728,162	701	728,226	728,927

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額含まれます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.85）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	800	—	—	800	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	34	200	—	34	200	—
中小企業等向け及び個人向け	17	2,645	—	20	2,206	—
抵当権住宅ローン	—	1	—	—	2	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	9	—	—	—	—
合 計	52	3,657	—	54	3,210	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.17）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.86）をご参照ください。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	28,653	28,653	28,255	28,255
合計	28,653	28,653	28,255	28,255

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等) (単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (p.87) をご参照ください。

②金利リスクに関する事項 (単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	1,422	1,513	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	28	1
3	スティープ化	2,295	2,407		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	173	0		
7	最大値	2,295	2,407	28	1
		令和4年度		令和3年度	
8	自己資本の額	33,445		32,530	

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ	
I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目			
1	業務の運営の組織	41	
2	理事及び監事の氏名及び役職名	43	
3	会計監査人の氏名又は名称	66	
4	事務所の名称及び所在地	44	
特定信用事業代理業者に関する事項			
5	(1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	46	
6	主要な業務の内容	23	
7	事業の概況	5	
直近5事業年度における業務の状況を示す指標			
8	(1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額	(7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	67
直近2事業年度の事業の状況を示す指標			
9	(1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標	(3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	67
10	リスク管理の体制	17	
11	法令遵守の体制	18	
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	16	
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	18	
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	48	
直近2事業年度の債権に係る事項			
15	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権	(4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	71
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	72	
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	79	
次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益			
18	(1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引	(4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	73
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	72	
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	72	
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	66	
II. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目			
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	87	
組合の子会社等の事項			
2	(1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容	(5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	87
3	事業の概況	87	
直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標			
4	(1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失	(4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	87
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	88	
直近2連結事業年度の債権に係る事項			
6	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権	(4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	104
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	105	
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	104	



2023ディスクロージャー／JA兵庫南

令和5年7月発行

兵庫南農業協同組合

発行責任者 代表理事組合長 中村 良祐

〒675-0066兵庫県加古川市加古川町寺家町621番地

TEL 079-424-8001（代表）

FAX 079-424-1134

<http://www.ja-hyogominami.com/>

農業を基軸とした地域協同組合の実現

Farming Power Up Plan 2023~2025